

ISSN 0912-3601



2020.2



FWEAP

Foundation for the Welfare and
Education of the Asian People
第43号



公益財団法人 **アジア福祉教育財団**

この冊子は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



2020.2 第43号

CONTENTS

ご挨拶	公益財団法人アジア福祉教育財団 理事長 藤原 正寛	1
特別寄稿「財団の忘れ得ぬ人々」	アジア福祉教育財団参与 一般社団法人通信研究会会長 亀井 久興	3
公益財団法人アジア福祉教育財団設立 50 周年、 難民事業本部設置 40 周年記念式典を開催		9
2019 年度 アジア諸国社会福祉関係者招聘事業 民間外交としての招聘とは		18
歓迎レセプションにおける各国大使館の挨拶（要約）		19
訪日団名簿		20
写真で綴る研修旅行		22
訪日団実績		26
第 40 回日本定住難民とのつどいの開催		28
開催報告		30
主催者挨拶		31
共催者挨拶		32
来賓挨拶		33
祝電の紹介		36
表彰者代表挨拶		37
難民支援事業		
難民支援事業の概況 — 2019年を振り返って —		39
2019 年難民支援事業報告		43
スタッフレポート		50
財団の動き		60
ご芳情とご支援		61
公益財団法人 アジア福祉教育財団 機構図、役員等名簿		62

Message

From The President

ご挨拶

公益財団法人アジア福祉教育財団
理事長 藤原 正寛



公益財団法人アジア福祉教育財団は、1969年12月12日に設立されて以来、アジア諸国の孤児、母子、難民等の福祉のための援助・協力を行い、関係諸国の民生安定に寄与するとともに、日本と同地域間の友好親善を強化することを目的として、様々な活動を行ってきました。

ここで当財団設立の頃のことを少しご紹介しますと、財団が設立された1969年の7月には、米国の宇宙船アポロ11号が月面着陸に成功しており、その時に宇宙飛行士が採取した「月の石」が、翌年（1970年）3月に大阪の千里地区を会場に開催された日本で初めての万国博覧会（「大阪万博」）で展示され、たくさんの日本人が目を見守りながら見入ったものでした。

同じ頃、ベトナムでは1954年に南北それぞれに誕生したイデオロギーの異なる政権の間での武力衝突が激化しており、そこに米国等が軍事介入して、いわゆるベトナム戦争に発展し、更には隣国のラオスやカンボジアにも戦火が拡大していました。こうした紛争により家や土地を追われた人々が発生し始めていました。

そうした状況の下、当財団を立ち上げた先達たちは、最初は直接ベトナムの地にて、戦争孤児の自立支援のための職業訓練施設を設立して孤児への支援活動を開始しました。

しかし1975年4月にサイゴン（現在のホーチミン）市が陥落し、職業訓練施設での活動を継続することが叶わないことを知ると、代ってベトナムを含むインドシナでの難民や避難民への支援を実施している国際民

間支援団体への財政支援を行うと共に、戦争終結後に国内の孤児や母子、あるいは障害者の救済を担う各国政府の福祉担当行政官を日本に招き、日本の福祉制度や実情を視察してもらい、そこでの見聞を帰国後に活かしてもらうことを目指しました。

これが現在、当財団が行っている第一の活動である「アジア諸国福祉関係者招聘事業」の始まりであり、現状ではアジアの17カ国・地域を対象にして実施している事業です。

2019年度の実績としては、4月にインド、インドネシア、台湾、タイ、ベトナムから、また、5月にカンボジア、ラオス、モンゴル、ミャンマー、スリランカから、福祉関係者を1週間日本に招待し、社会福祉に関わる我が国の制度・政策について講義を行い、福祉施設の見学や様々な日本を象徴する場所にご案内し、我が国の基盤となる文化や歴史、ひいては国の在り方に触れて頂きました。

当財団の第二の活動は、難民支援に関わる事業です。日本国政府が初めてインドシナ三国からの難民を受入れ、日本定住希望者に必要な語学研修や職業訓練を行って、国内での就職へと繋ぐ公的支援を開始したのが1979年であり、この時、政府の支援事業の実施機関として当財団の傘下に設置されたのが難民事業本部（英略称はRHQ）です。

難民事業本部の設置当初は、インドシナ三国（ベトナム、ラオス、カンボジア）からの難民への日本定住支援を目的としていました。その後、1981年に日

Message

From The President

公益財団法人アジア福祉教育財団 理事長 藤原 正寛

本が国連の難民条約に加盟し、翌1982年1月1日より整備された国内関連法が施行されて以降、難民条約に基づいて難民と認定された人々（「条約難民」）に対する日本語教育や職業斡旋といった支援や、難民認定申請をしてその審査結果を待つ人（「難民認定申請者」）への一時的保護に関わる業務を政府委託事業として順次受託するようになりました。また、2010年からは難民事業本部を通じ、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）と連携して、本国以外の外国の地に長期滞在している者で、日本での定住を希望する者（「第三国定住難民」）を対象にした支援業務を政府委託事業として受託し、実施して来ております。

当財団の第三の活動は、すでに日本に定住している元難民（インドシナ難民、条約難民、第三国定住難民など）の方々を対象にした相談業務や、一般日本人を対象とした難民問題の啓発活動の実施です。2019年度には、10月20日に新宿区との共催で、第40回となる「日本定住難民とのつどい」を開催し、定住された元難民の方々同士、また定住された方々と日本人との交流を通じた多文化交流に努めました。また、毎年政府主催で開催される難民啓発イベントとしての「グローバルフェスタ」への参加等がありますが、これらの活動の詳細については、本誌に各活動についての詳細を記しましたので、ご参照いただければ幸いです。

ところで、当財団は2019年12月12日に財団設立50周年を迎えました。また、難民事業本部もそのひと月前の11月2日に発足から40周年を迎えました。そこでこの節目の年にあたり、2019年12月11日に記念式典とレセプションを、東京神田の学士会館において開催いたしました。その際、設立以来の財団と難民事業本部の活動の記録を編纂した「アジア福祉教育財団50周年記念誌」を発行し、レセプション参加者に配布させていただくとともに、関係者・関係諸団体に配布させていただきました。

同時に、設立50周年という機会を捉え、半世紀にわたる財団の活動と、その間のアジアや世界の政治経済情勢の大きな変化を踏まえ、財団の諸事業がよりアジア諸国とのより良い交流につながるよう、さらにはそれが世界の平和に貢献するよう、事業の評価と見直しを進めているところです。

例えば、40年前に始まった招聘事業ですが、開始当

時にはアジアで傑出した経済力を誇っていた日本を訪問し、先進的な我が国の社会福祉政策を知り福祉施設を見学することは、当時のアジア諸国にとって大きな意味を持ったことと思います。また、日本という国を知り、アジアにおいて、戦禍で一時は壊滅的な荒廃を経験した国でも経済成長が可能だということを実感してもらうことにも、大きな意味があったと思います。

しかし、その後の40年の間に、アジア諸国の中には我が国より高い経済力を持ち、高度な社会福祉政策や制度を持つ国も生まれています。また近年、我が国は観光立国という政策を推進しており、日本の文化や歴史、自然に対する関心が世界的に高まり、インバウンドの観光客も急激に増えています。招聘事業でお招きする方々の中には、初めて日本を訪れるという方の数は極めて少なくなり、来日歴が5度あるとか、あるいはすでに数年間日本に滞在した経験があるといった方さえおられます。その意味で、招聘事業を我が国の社会福祉政策をアジア諸国に紹介する事業であると捉えるよりも、我が国及び被招聘国間の、また被招聘国同士の社会福祉に関わる国際交流や情報共有を深める事業であるとする事で、我が国の国際的な安全保障に資することができるのではないかと考えます。

そこで50周年を迎えた2019年度には、1カ国4人ずつ4カ国の同時招聘から、1カ国3人ずつ5カ国の同時招待という形で被招聘者同士が交流できる機会を高めるとともに、「身体障害者支援策」という社会福祉に関わる特定のテーマを定め、わが国だけでなく被招聘国それぞれの身体障害者政策の紹介と問題の提示を求め、それを受けた被招聘者同士のディスカッションの機会を設けました。2020年度以降には、各年度に1カ国3人ずつ5カ国の同時招聘を3回行うとともに、対象国を拡大することも検討しています。

このように、当財団が行っている諸活動を有意義かつ円滑に進めるために、それらの活動を不断に見直し、より被招聘者が有する関心にマッチしたより良い活動に組み替えてゆく努力を続けたいと考えております。そのために、職員一同、一丸となって努力しておりますが、同時に、関係各位のご協力も必要不可欠です。当財団を支えていただいている皆様のご指導・ご鞭撻を心からお願い申し上げます。



財団の忘れ得ぬ人々

アジア福祉教育財団参与・一般社団法人通信研究会会長

亀井 久興

当財団の活動に協力をされた方はたくさんおられますが、財団を設立し、初代の理事長を務められた松田竹千代先生と、その後を引き継がれ財団発展の礎を築かれた奥野誠亮先生のお二人の存在なくして、この財団はあり得なかったわけですから、そのお二人に長い間ご指導をいただいた者として、お二人との思い出を中心に振り返ってみたいと思います。

松田竹千代先生と私のそもそもの出会いですが、私が政治の道を志していることをよくご存知だった父の親しい友人から、ある時「親戚の松田先生に引き合わせるから、ご指導いただいたらどうだろうか」とご連絡をいただきました。その時、私は大学の4年生でしたが、松田先生は落選中でした。昭和35年（1960年）、岸内閣の時に日米安全保障条約を改定し、国論を二分するような大混乱が起きました。反対派の学生を中心にしたデモ隊が国会を取り囲み、東大の学生だった樺美智子さんが亡くなるという痛ましい事件が起きたりしていました。松田先生は、岸内閣の時に文部大臣をしておられ、日米安保改定の大混乱の後の総選挙で落選をしてしまったの

です。

松田先生はアメリカでの生活が長く、20世紀初めの1903年、14歳の時に単身渡米し、ありとあらゆる職業を転々とされ、苦学をされながら、ニューヨーク大学に通われました。その後、大学を中退して、英国に行かれましたが、イギリスでも様々な苦勞をされた後、貨物船の乗組員になって帰国されました。

松田先生と盟友の三木武吉さん、鳩山一郎内閣をつくる原動力になった方ですが、三木さんはお嬢さんのことをとても可愛がっておられて、松田先生に「いつか機会があったら娘を海外に連れて行ってほしい」と話されていました。その三木武吉さんが亡くなられた後ですが、松田先生が母校のニューヨーク大学から名誉博士号を受けるためにニューヨークに行かれることになり、その機会に三木さんの娘さんを連れて行くことにしたので「君も一緒に行かないか」と誘われ、カバン持ちのつもりでご一緒しました。当時、1ドル360円の固定レート、観光で海外に出ることが出来ず、しかも500ドル以上の外貨持ち出しは禁止という時代でした。ただ、せっかく

の機会だからアメリカだけでなく、ヨーロッパもまわろうということで、いろいろな国をご一緒に旅行させていただいた思い出があります。

松田先生は息子さんを戦争で亡くされています。亡くなった頃のご令息の年齢と私の年齢が同じくらいだったこともあり、私のことを「久ちゃん」と呼んで、ものすごく可愛がっていただきました。松田先生と三木さんのお嬢さんと私の珍道中では、いろいろな面白いことがありました。ローマを訪れた時に宿泊先のホテルで、私の部屋の予約がされておらず、空き部屋がないと言うので、松田先生の部屋と一緒に泊まったのです。大きなベッドでしたけれど、私の寝相が悪く、夜中に先生を蹴飛ばしてしまったそうなのです。翌朝、松田先生から「昨日は全然眠れなかった。久ちゃんに蹴飛ばされてえらい目にあったよ」と話をしておられたことを思い出します。

当時、日本は岸内閣が終わり、池田内閣が発足して間もない頃で、池田首相の所得倍増計画が大きな反響を呼んでいた時です。裏を返せば、日本の所得

水準がまだ低かったということです。アメリカに行ってみて、こんな国があるのかと、まさに夢のような国でした。こういう国を相手に戦争をしたら勝てるわけがないと実感しました。当時 RCA という大企業の創業経営者だったデイヴィッド・サーノフさんの自宅に招いていただいたり、特別仕様のリムジンにも同乗させていただきましたが、その車中から国際電話をかけておられるのを見て驚いたことを今でもはっきり覚えています。そのサーノフさんと松田先生は終生お付き合いを続けておられました。

私はアメリカに行った時に見聞したことから大きなカルチャーショックを受けたので、アメリカで勉強したいと思い、自分なりに留学の手はずを整えたのですが、結局、両親が許してくれません。特に親父は猛反対でした。松田先生に相談に行きましたら、「好き勝手な学生生活を送ってきたのだから、たまには親父の言うことを聞いてみるのも一つの道ではないか」と諭されました。そして、日本郵船に就職することになるのです。

松田先生のところには時々お邪魔をしていろいろご指導をいただいていたのですが、そうこうするうちに、昭和 38 年（1963 年）の秋に衆議院の総選挙があり、松田先生から「手伝いに来ないか」とお誘いを受けました。会社にその話をしたら、大変理解のある先輩がいて、休職扱いにさせていただき、選挙の手伝いをさせてもらうことになったのです。松田先生はその選挙で衆議院議員にカムバックをされ、私も会社を辞めて秘書にさせていただき、しばらく秘書生活をするようになりました。



昭和 39 年（1964 年）秋

私の郷里島根県津和野町に於ける松田先生（前列右）、三浦津和野町長（左より 2 人目）、筆者（後列右）のスナップ写真
太鼓谷稻成神社の社殿前

ちょうどその頃、1964年（昭和39年）、ベトナム戦争が激しさを増してきて、アメリカが軍事介入するようになりました。松田先生は元々、社会事業に携わっておられた方ですから、正義感が強く、人類愛に満ちたヒューマニストなのです。ベトナム戦争がアメリカの参戦によって泥沼化していく状態を早く止めないと、ベトナムのためにならないし、アジアの安定のためにもよくない。何か自分なりの役割を果たせないだろうかと考え、ジョンソン大統領と、北ベトナムのホー・チ・ミンとの間で、仲介の労をとりたいと思われたのです。前述したサーノフさんを通じてジョンソン大統領の意向を打診した上でホー・チ・ミンに連絡をとりました。その返事を得るためにカンボジアのプノンペンでしばらく待機をしましたが、先方から今はその時期ではないという丁重な断りの返事があり、仲介は不調に終わってしまいました。

その後ますます戦争は激しくなり、南ベトナムにはいわゆる戦災孤児がどんどん増えていきました。その子どもたちが満身に教育を受けることが出来ないで、その子たちのために学校を作り、松田先生ご夫妻もそこでしばらく寝泊まりされたりしていたのです。

北側の攻勢がさらに強まって、最終的にホー・チ・ミン体制によるベトナム統一になってしまい、松田先生が作られた教育施設も結局、事業を継続するのは困難となってしまいます。ただ、事業は継続出来ないにしても、同じアジアの国として出来るだけの支援をしていくべきではないかと思われ、新たな財団を作ることになるのです。松田先生と長いお付

き合いだった奥野誠亮先生も当初からこの活動に協力をされ、お二人で力を合わせて基本財産を作られました。松田先生が自民党の両院議員総会で話をされ、当時の自民党の全国会議員が歳費から毎月天引きでお金を拠出することになったのです。

しばらく松田先生が財団の理事長を務めておられたのですが、松田先生はとにかく、これだと思えば、いてもたってもいられない衝動にかられて、すぐに行動に移される方です。恵まれない人たちに対する愛情が深く、社会的な正義心が非常に強い方でしたから、他の人がやれないような行動を取られる方でした。一方で財団の維持管理をしていくマネジメントは不得手でしたから、そういう部分を奥野先生が支えておられましたが、その後、松田先生からバトンタッチを受けて、二代目の理事長に就任され、以来、亡くなられるまで常に財団と共に歩んでこられました。

松田先生の身近にいて、その後ろ姿を見ながら私なりに歩いてきましたが、およそ金銭欲や物欲の無い方で、志があればそういうことは後からついて来



亀井別邸の縁側にて（町長、宮司はじめ有志とともに）
松田先生 76才 筆者 25才

るという考えをもっている、今日ではまずいないような政治家でした。

私によく話されていたのは「最近の政治家はすぐに肩書を求めたがる。肩書がないと不安になるのかもしれないが、肩書がなくても自分の信念、理念を貫き通せる強さがなければ政治家になってはいけない」、「国や民族が危うい時は頻繁にあるものではない。10年、20年に1回、あるいは50年に1回かもしれない。そういう危機に直面した時に政治家としての真価を問われることになるのだから、その時に使いものになる政治家にならなくてははいけない」ということです。私はその言葉を常に大事にして道を歩んできました。

ある時先生から、自分の養子になって後を引き継いでほしいというありがたいお話をいただいたのですが、私はそのお考えをお受けすることは先生の教えに反することだと生意気なことを言ってお断りました。

従って、私は松田先生の選挙区も財産も受け継がなかったもので、そういう面で恩恵に浴したことはありませんが、それ以上の大きなもの、政治家としての生きざまを教えていただいたという気持ちが今でも強くあります。

私は昭和49年（1974年）に初当選しましたが、その2年前の昭和47年（1972年）に田中角栄首相が日中国交回復を断行したために、国交がなくなってしまった台湾との政治的なパイプを作っておかなくてははいけないということで、日華議員懇談会が作られました。その会長が奥野先生の内務省時代の先



昭和54年（1979年）5月18日（金）
於 ホテル・ニューオータニ
私の励ます会（郵政政務次官当時）での松田先生
筆者 39才 松田先生 90才

輩である灘尾弘吉先生でした。灘尾会長の下で、私も最初から日華議員懇談会（日華懇）に参加をしました。当時、先輩の役員には奥野先生をはじめ、藤尾正行先生、三原朝雄先生、長谷川峻先生、長谷川四郎先生など自民党の重鎮が揃っていました。

奥野先生と私が直接ご縁をいただいたのは、日華懇の活動で一緒させていただいたことがきっかけです。また当時、私は子どもたちの国際交流活動を行っている国際児童協会の会長を務めていました。その団体がインドネシアの恵まれない子どもたちに毎年奨学金を寄付する事業を続けていたのですが、財政的に苦しい状況に陥っていました。そこで私は奥野先生にこの事業を先生の財団で引き取っていただけないかとお願いをしたのです。

先生は「大変よい活動をされているが、当財団も色々な事業をやっているので、そっくり引き取ることは難しい。しかし、せっかく始めたことを今止めてしまうわけにはいかないだろう。そこで奨学金を受けている子どもたちが中学校を卒業して事業に一

応のけじめがつくまでは当財団から協会に毎年寄付金を出してあげましょう」と言っていただき、この事業を継続することが出来ました。奥野先生には今でも本当に感謝しています。

そして、その頃に奥野先生は、私が松田先生とのご縁が深いことを知られて、ぜひ当財団の評議員になってほしいとお声掛けをいただき、以来、評議員を務めさせていただいております。

奥野先生は藤尾正行先生や三原朝雄先生らと一緒に、当選同期の人たちと「月並会」という月例の親睦会を続けておられました。40年以上も続いた会です。最初のメンバーの方が次第に亡くなられて会員数が減っていくので、奥野先生が気の合う人に声をかけられ、メンバーもずいぶん変わりました。私がお誘いを受けた当時のメンバーは奥野誠亮先生、塩川正十郎先生、綿貫民輔先生、野呂田芳成先生、堀内光雄先生でしたが、私も毎月出席させていただくようになりました。

その「月並会」で奥野先生から様々な経験談を聞



昭和 58 年 (1983 年) 11 月 7 日 (月) 於 白金八芳園
岸 信介先生米寿祝に來日された台湾要人一行歓迎宴にて (日華懇主催)
奥野先生 (写真左) 69 才 筆者 43 才

かせていただくのが大変楽しみでした。言ってみれば戦前・戦中・戦後の日本の歴史の生きた証人みたいな方でしたから、とても貴重な話なのです。奥野先生は非常に冷静沈着、緻密な方で、きちっと計画を立てられ、着実に実行されていく優れた手腕、力量を持っておられた方です。その一方でゴルフと麻雀が大変好きでした。今から 12 年前の 2007 年の秋、奥野先生が 94 歳の時ですが、ゴルフをやろうということになり、堀内先生が山中湖畔の富士ゴルフコースに設営され、前夜に懇親会を開いたのです。その夜、麻雀をやろうということになりました。鳥村宜伸先生もご一緒でしたが、鳥村先生は麻雀をやりません。奥野先生、綿貫先生、堀内先生の 3 人しかいないので、「亀井さん、麻雀をやりませんか」と誘われたのです。「私は麻雀の点数の数え方もよくわかりませんし、もう何年もやっていませんから」とお断りしたのですが、「並べ方ぐらいは知っているでしょ」と言われたので、面子が足りないから私もお付き合いをすることにしました。そうしたら、やっているうちに段々と思い出してきて、「亀井さん、結構やるじゃない」と言われ、以来、麻雀をされる時に度々声を掛けていただき、ずいぶんご一緒しました。

その夜、私は翌日にテレビ番組の予定が入っていたので、麻雀が終わってから失礼したのですが、後日、綿貫先生に「先日のゴルフはどうでしたか？」と聞くと、「このあいだは三三七拍子でしたよ」と言われるのです。「なんのことですか？」と聞いたら、奥野先生、塩川先生、綿貫先生、堀内先生の 4 人の合計年齢が 337 歳だと言うのです。80 歳平均で数えても

320歳ですが、それよりも17歳も多いのですから、「ギネスブックものじゃないですか」と冗談を言って笑いました。奥野先生は私と一緒にゴルフが出来なかったと残念がられて、翌年に先生のホームコースの「程ヶ谷カントリー倶楽部」に呼んでいただき、奥野先生、綿貫先生、堀内先生、私の4人でプレーをしました。奥野先生がちょうど95歳の時です。基礎がとてもしっかりされており、100歳近くまでゴルフを楽しんでおられました。また、100歳になられた時には島村宜伸先生のお世話で東京の新しいランドマークになっている東京スカイツリーにご案内して皆で展望台まで登りました。好天に恵まれ、素晴らしい眺望を楽しんでおられた先生のお姿を懐かしく思い出します。

綿貫民輔先生も郵政民営化の反対をはじめ、政治行動を共にした素晴らしい先輩です。奥野先生が財団の名誉理事長になられた時、綿貫民輔先生が理事長に就かれます。そして郵政民営化に反対をした同志の一人であった堀内光雄先生が副理事長となります。奥野名誉会長、綿貫理事長、堀内副理事長という体制でしばらく財団の運営を行いました。



左から堀内先生、奥野先生、島村先生、綿貫先生、筆者、石崎事務局長

他にも当財団の理事を長年務められた山田三郎さんや、亡くなられるまで財団に尽くされた松田先生の元秘書黒正静子さんをはじめ、当財団の活動に協力されたいろいろな方々との思い出がありますが、考えてみると、同じような志を持った方々が同じ方向を向いて力を合わせて活動を続けてこられたという思いがしています。

財団発足50年という一つの節目にあって、奥野先生のご令息の藤原正寛理事長が次の一步を踏み出そうとされています。世界情勢がますます複雑になり、混迷の度を深めている時であるだけに、なぜ当財団を作り、今日まで引き継いで来られたのか、松田、奥野両先生をはじめとする先輩の方々の志をもう一度しっかり見つめ直して、他の財団にはない、財団の個性を大事にして新しい道を切り開いてほしいと心から願っています。(了)

略歴

亀井 久興 (KAMEI Hisaoki)

- 1962年 日本郵船株式会社入社
- 1963年 松田竹千代元衆議院議長秘書
- 1967年 吉田工業株式会社(現YKK株式会社)入社
- 1968年 日本サラリーマンユニオン理事
- 1969年 松江YKK産業株式会社取締役
- 1970年 財団法人産業経済研究協会理事
- 1974年 参議院議員2期
- 1978年 郵政政務次官
- 1982年 参議院商工委員長
- 1983年 国際児童協会会長
- 1990年 衆議院議員5期
- 1993年 衆議院逓信委員長
- 1997年 国務大臣国土庁長官
- 2005年 国民新党幹事長
- 2006年 国民新党国会対策委員長
財団法人アジア福祉教育財団評議員(現在参与)
- 2009年 総務省顧問
- 2010年 社団法人通信研究会会長(現在)
- 2013年 旭日大綬章受章

公益財団法人アジア福祉教育財団設立50周年、 難民事業本部設置40周年記念式典を開催

財団設立50周年、難民事業本部設置40周年記念式典

アジア福祉教育財団では、2019年12月11日12時より、東京神田の学士会館にて、財団設立50周年、難民事業本部設置40周年を記念する式典を開催しました。この式典には、新旧の財団役員、関係者のほか、中央政府、地方自治体、在京大使館・国際機関、支援団体などから約160名の方々が参加され、この記念すべき節目の年を盛大かつ意義深く祝うことができました。その概要をご紹介します。

1. 主な来賓として、西村明宏内閣官房副長官、鈴木俊一自由民主党総務会長（財団評議員）、綿貫民輔前理事長（財団顧問）、伊吹文明衆議院議員、奥野信亮衆議院議員（財団評議員）、堀井巖参議院議員（財団理事）、イムティアズ・アハマド・パキスタン大使、謝長廷台北経済文化代表処代表、ダーク・ヘベカーUNHCR駐日代表、荒井正吾奈良県知事、吉住健一新宿区長、山田重夫外務

省総合外交政策局長ほかにご出席頂きました。

また、加藤勝信厚生労働大臣、佐々木聖子出入国在留管理庁長官、宮田亮平文化庁長官ほかから祝電を頂き、安倍晋三内閣総理大臣、二階俊博自民党幹事長、鈴木俊一自民党総務会長、謝長廷台湾代表、大和ハウス工業樋口武男会長ほかからの祝花の寄贈がありました。

2. 式典は、以下のとおり行われました。

- 藤原正寛理事長の挨拶
- 来賓祝辞
 - ・ 安倍晋三内閣総理大臣祝辞（西村明宏内閣官房副長官代読）
 - ・ 鈴木俊一自民党総務会長祝辞
 - ・ 茂木敏充外務大臣祝辞（山田重夫総政局長代読）
 - ・ アントニオ・グテレス国連事務総長祝辞（ダーク・ヘベカーUNHCR駐日代表代読）



- ・ ダーク・ヘベカーUNHCR駐日代表祝辞
- 綿貫民輔前理事長に対する特別感謝状贈呈
- 奈良県、奈良市、新宿区、国際日本語普及協会、山田三郎泉陽興業株式会社代表取締役会長、石崎茂生前事務局長に対する感謝状贈呈
- 綿貫前理事長の挨拶と乾杯音頭

○ 昼食会

3. 藤原理事長挨拶、安倍内閣総理大臣祝辞、鈴木自民党総務会長ご挨拶、茂木外務大臣祝辞、グテーレス国連事務総長祝辞、ヘベカーUNHCR駐日代表ご挨拶は以下の通りです。

藤原正寛理事長挨拶

アジア福祉教育財団理事長の藤原でございます。当財団を代表して、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、このように多数の方々に、ご来臨賜り、誠にありがとうございます。また、たくさんの方から祝辞、祝電、お祝いのお花等を頂戴しました。重ねて御礼申し上げます。

さて、当財団が設立されましたのは、今から50年前の1969年12月12日のことでした。また、財団設立から10年後となる1979年に、当時ボートピープルと呼ばれていたインドシナ難民の日本定住を日本政府が受入れることになり、そのための難民定住支援事業を当財団が委託事業として受託することとなり、当財団内に難民事業本部を設けることになりました。この難民事業本部が発足したのが1979年11月2日で、今年はその40周年にもなります。

なお、現在の財団の基幹事業は二つあります。一つは第三国難民定住事業を始めとした難民関連事業であり、その主な事業は政府委託事業として難民事業本部が担っています。今一つは、アジア17カ国から福祉関係者を1週間、我が国に招聘し、日本の福祉関係制度を紹介し福祉関連施設を視察するとともに、我が国の歴史や文化を紹介する事業です。この事業が始まったのは、1978年10月にタイから福祉関係者を招いた時で、それから丁度40年ほどの時間が経っています。因みに、当財団の名称を現在の「アジア福祉教育財団」と改称したのは、今から40年前の1979年10月5日のことでした。

本日の式典では、これまでにご指導、ご協力を頂きました皆様をお迎えしてこの記念すべき年を共に祝いたい

たします。また同時に、これまでの当財団の活動に多大なご尽力を賜りました組織や個人の方々に感謝状を贈呈させて頂き、その後に、ビュッフェ形式の食事を囲んで皆様と歓談させて頂きます。

なお、記念事業の一環として『アジア福祉教育財団50年誌』を作成しましたので、お持ち帰りいただければ幸いです。

最後に、当財団では、来年以降もこれまでの諸事業を、国内外の諸状勢を踏まえながらより効果的な形で実施するよう務めると共に、福祉及び教育の分野において、あるいは定住難民支援の分野において、何ができるかを模索し続けて参りたいと思っております。皆様におかれましては、今後とも財団に対するご指導ご鞭撻を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

以上、簡単ではありますが、私からのご挨拶とさせて頂きます。本日はご出席頂き、誠にありがとうございます。



安倍晋三内閣総理大臣祝辞（代読 西村明宏内閣官房副長官）

本日、「アジア福祉教育財団設立50周年・難民事業本部設置40周年記念式典」が盛大に開催されますことを、心からお慶び申し上げます。

今から50年前、故松田竹千代初代理事長及び故奥野誠亮第二代理事長をはじめとする先達の方々が、ベトナム戦争で生じた孤児や母子の救済を目的としアジア福祉教育財団を立ち上げられ、繁栄を成し遂げた日本は、これからはアジアを中心とする国際社会と、利益のみならず困難をも積極的に分かち合っていくべきとの揺るぎない信念の下、アジア諸国の社会福祉施設への支援を始められました。

その後、インドシナ難民問題の発生を受けて、40年前には、政府からの委託事業として難民支援事業を開始され、さらにはアジア地域の福祉政策や文化事業の未来を担う若いリーダーの育成を目的とした招聘事業も始められました。

今日、インドシナ難民への支援事業は、様々な事情から日本で難民として生活されている方々への支援事業へと、その活動の幅を広げています。このように、アジア

福祉教育財団が、それぞれの時代における難民支援や福祉・教育の課題やニーズに向き合い、地域社会や行政と連携しながら事業を行うことを通じ、日本とアジア地域の信頼関係の醸成に大きく貢献されてこられたことに心より敬意を表します。

最後に、藤原理事長を始めとするアジア福祉教育財団の皆様の益々の御活躍、御発展を心からお祈りし、私からのお祝いのメッセージとさせていただきます。



鈴木俊一自由民主党総務会長ご挨拶

ご紹介を頂きました、自由民主党総務会長の鈴木俊一でございます。自民党を代表いたしまして、ひと言、お祝いの言葉を申し上げます。

まずは、公益財団法人アジア福祉教育財団の創設50周年を心からお喜び申し上げます。昭和44年の創設以来、アジア諸国の孤児、母子、難民の方々のための援助を続けられ、わが国とアジア諸国の友好・親善に多大な貢献を頂きましたことに深く敬意を表し、感謝を申し上げます。

財団創設時の理事会メンバーには、衆議院議長も務めた初代理事長の松田竹千代先生をはじめ多くの自民党国会議員が名を連ねていましたが、その中には、当時、総

務会長を務めていた父の鈴木善幸もおりました。私自身も現在、財団の評議員を仰せ付かっていますが、創設時の父と同じ総務会長として50周年を迎えることに、財団との素晴らしいご縁をあらためて感じているところで

す。50年前、わが国は「東洋の奇跡」と呼ばれるほどの高度経済成長の真ただ中にありました。その一方で、ベトナム戦争はいよいよ激しさを増し、戦争で両親を失った孤児が街にあふれていました。

そのような中で立ち上がったのが初代理事長の松田先生です。先生は昭和43年3月22日に開かれた自民党の両院議員総会で「日本は平和のうちに安穩に暮らしている

が、南ベトナムでは戦闘が続き、両親が殺され孤児がたくさん生まれている。この孤児を救うぐらいのことをしてはどうか」と提案されました。

当時、約420名いた自民党国会議員全員が松田先生のご提案に賛同し、歳費の中から月五千円、10回で一人あたり五万円を拠出することになりました。このときに集めたお金を基本財産にして、昭和44年12月に創設されたのがベトナム孤児福祉教育財団です。

そして、昭和48年、財団は最初の事業として、日本政府や南ベトナム政府の協力を得て、当時のサイゴン、現在のホーチミン郊外ビエンホアに戦争孤児のための職業訓練学校を立ち上げるに至ったのです。

松田先生は昭和51年まで理事長を務められましたが、財団創設当時からすでにご高齢だった松田先生を支え、松田先生の退任後、第二代理事長として財団を大きく発展させたのが奥野誠亮先生です。

奥野先生はベトナムだけにとどまらず、アジア諸国の社会福祉施設への援助事業に着手するとともに、福祉関係者の日本への招聘事業も行いました。昭和54年10月には、アジア福祉教育財団と改称するとともに、当時、深刻な問題となっていたインドシナ難民の日本への定住の促進事業などを展開するに至りました。

以後、衆議院議長を務められた綿貫民輔第三代理事長を経て、奥野先生のご子息である藤原正寛現理事長に至る今日まで、財団は一貫してアジア諸国の発展と地域の安定に大きく寄与されてきました。

日本外交の柱の一つに「人間の安全保障」があります。近年、環境、保健、防災、教育、女性といった政策分野での取り組みが強化されています。

財団はその「人間の安全保障」という概念や言葉が生まれるはるか昔から、フロントランナーとして活躍されてきました。その輝かしい歴史と誇りを大切にしながら、今後も難民支援事業をはじめとする財団の事業を展開していただきたいと存じます。

創設に深く関わり、過去三代の理事長を輩出してきた自民党としても、先輩方の思いを受け継ぎ、皆さま方と力を合わせて、豊かで平和な世界をつくっていくことをお誓いします。

結びに、アジア福祉教育財団のいっそうのご発展と、皆さま方のますますのご活躍を祈念して、お祝いの言葉といたします。

本日は誠にありがとうございました。



茂木敏充外務大臣祝辞（代読 山田重夫外務省総合外交政策局長）

本日ここに、アジア福祉教育財団が設立50周年を、また難民事業本部が設置40周年を迎えられたことを心からお祝い申し上げます。

アジア福祉教育財団は、設立以来、アジアの社会福祉問題及び難民問題の解決に向け卓越したイニシアティブを発揮してこられました。設立当初は、ベトナム戦争による戦災孤児等のために職業訓練所の建設・運営に着手

され、インドシナ難民の流出時には、日本政府と一丸となって難民の受入れと定住に取り組まれました。その後も事業は大きく広がり、今日もアジア各国の福祉関係者の招へいや、日本政府の委託による難民等の救援、支援事業等を展開しておられます。

この50年の間に、世界は大きく発展した一方、大量の

難民・国内避難民の発生を含め、社会の問題が顕在化しているのも事実です。こうした中、アジア福祉教育財団は首尾一貫して現場で困難に直面する方々に光を当て、支えることを通じてアジア、ひいては世界に向けて日本の良心を体現してこられました。人間一人ひとりの暮らしへの目配りを怠らない、こうしたアジア福祉教育財団の姿勢は、我が国が提唱する「人間の安全保障」にも相通じるものであり、我々の外交活動にも大きな示唆を与えて下さっています。

アジア福祉教育財団の役員の方々、すべての職員の皆様が創設以来連綿と引き継いでこられた伝統に心からの敬意を表するとともに、国連難民高等弁務官事務所、関係団体及び各方面の財団に対する御支援に感謝を申し上げます。

今後とも、我が国の国際協力、人道支援の面で御協力を御願い申し上げますとともに、アジア福祉教育財団及び関係者の皆様の今後ますますの御活躍、御発展を心からお祈りし、私の御挨拶とさせていただきます。



アントニオ・グテーレス国連事務総長祝辞（代読 ダーク・ヘベカーUNHCR 駐日代表）

私、UNHCR駐日代表ヘベカーより、アントニオ・グテーレス国連事務総長からの祝辞を代読させていただきます。

アジア福祉教育財団の50周年、ならびに難民事業本部設立の40周年を皆様とご一緒に祝福できますこと、至極光栄に存じます。

私は国連難民高等弁務官として、前理事長の奥野誠亮氏とお会いし、1979年以来インドシナ難民の支援に携わり、2003年以降も様々な国の難民を支援してきた貴財団の重要な役割に敬意を表する機会に恵まれました。

紛争や迫害によって故郷を追われた人々に対して多くの国が扉を閉ざしているようなとき、あなたがたの継続的なご協力は不可欠といえます。事実、健全な国際難民保護体制を再構築することは急務です。

また、日本の社会福祉制度を学びに来たアジア中の人々を受け入れ、相互理解を促進してきた財団の努力に敬意を表します。

この金字塔を打ち立てた財団と、スタッフの皆様、誠におめでとうございます。国連は、あなたがたの継続的

I (the Representative of UNHCR Tokyo) will read out the congratulatory message of the Secretary General Antonio Guterres.

I am pleased to join you in commemorating the 50th anniversary of the Foundation for the Welfare and Education of the Asian People, as well as the 40 years since the establishment of its Refugee Assistance Headquarters.

As United Nations High Commissioner for Refugees, I had the pleasure to meet with former President Seisuke Okuno and to commend the critical role of the Foundation in assisting Indo-Chinese refugees since 1979, and in supporting other refugees since 2003.

At a time when many doors are being closed to victims of forced displacement, your continued solidarity is vital. Indeed, it is urgent that we re-establish the integrity of the international refugee



protection regime.

I also salute your foundation's efforts to promote mutual understanding, including by welcoming people from across Asia to study Japan's social welfare systems.

Congratulations again to the Foundation and its staff on this milestone. The United Nations counts on your continued partnership and contributions.

ダーク・ヘベカー UNHCR 駐日代表ご挨拶

皆様、

本日はこのような場にお招き頂きまして、誠にありがとうございます。私たち UNHCR 駐日事務所からも、代表してお祝いの言葉を述べさせていただきます。

UNHCR にとって、アジア福祉教育財団及び難民事業本部は、日本における難民の社会統合の、大変重要な役割を果たしてきました。

私たち UNHCR は特に、アジア福祉教育財団と難民事業本部が果たしてきた UNHCR の誠実かつ信頼できるパートナーとしての素晴らしい活躍に敬意を表したいと思います。1979 年以降のインドシナ難民のサポートや、2003 年から始まった条約難民の方々へのサポートなど、日本での難民の受け入れと支援という場において、パイオニアとしての役割を果たされました。

あなた方がその使命を、誠実に果たしてきたお陰で、難民が日本社会に上手く溶け込み、新たな生活を築いていけること、心から感謝申し上げます。

アジア福祉教育財団及び難民事業本部のさらなる発展と、私たち駐日事務所とのさらに綿密な協力関係を、私たちは強く望んでいます。

未だかつてないほどに、世界はあなた方を必要としています。

ありがとうございました。



受賞者の皆様



【特別感謝状】 綿貫民輔アジア福祉教育財団前理事長

1999年より当財団の理事に就任し、2006年より副理事長、2008年には第三代理事長に就任し、16年の長きに亘り当財団の運営と発展に顕著な功績を残した。



【感謝状】 奈良県（荒井正吾知事）

長きに亘り当財団が実施するアジア諸国の福祉関係者招聘事業を支援し、文化歴史遺産への訪問や福祉施設の視察等について、多大なる協力を行ってきた。



【感謝状】 新宿区（吉住健一区長）

長年に亘り当財団による「日本定住難民とのつどい」の開催に協力するほか、難民事業本部における定住支援プログラムへの支援など当財団の活動に多大な貢献をした。



【感謝状】 国際日本語普及協会（関口明子理事長）

当財団の難民事業本部が開設して以来、長きに亘り難民への日本語教育事業に協力し、難民の日本語能力の習得に多大な貢献をした。



【感謝状】 山田三郎泉陽興業株式会社代表取締役会長

当財団設立当初の1971年から2015年まで、44年の長きに亘り理事を務めたほか、多大なる寄付により当財団の運営と発展に大きな功績を残した。



【感謝状】 奈良市（仲川市長代理 小山宏福祉部参事）

長きに亘って当財団が実施するアジア諸国の福祉関係者招聘事業を支援し、文化歴史遺産への訪問や福祉施設の視察等について多大なる協力を行ってきた。



【感謝状】 石崎茂生アジア福祉教育財団前事務局長

1999年より19年に亘り当財団の事務局長を務め、2003年より理事を兼務するなど、長きに亘り当財団の運営と発展に尽力した。



奥野信亮衆議院議員（財団評議員）よりご挨拶いただく





祝 電



◆ 厚生労働大臣 加藤勝信様 ◆

「アジア福祉教育財団設立50周年・難民事業本部設置40周年記念式典」のご盛會を心からお慶び申し上げます。貴財団は、50年の長きにわたりアジア諸国等の福祉の向上と友好親善に多大な貢献をされてきました。また、難民事業本部は、40年にわたり、インドシナ難民、条約難民や第三国定住難民の方々に対し、就業を始めとする支援に御尽力されてきたものと承知しています。これまでの諸活動に対し、深く敬意を表します。

貴財団及び難民事業本部のますますの御発展と、本日御参集の皆様の御健勝、御活躍を心からお祈り申し上げます。

◆ 文化庁長官 宮田亮平様 ◆

本日、公益財団法人アジア福祉教育財団設立50周年、難民事業本部設置40周年記念式典が、多くの皆様のご臨席の下、開催されますことを、心からお喜び申し上げます。

公益財団法人アジア福祉教育財団は、昭和44年の設立以来、一貫してアジア地域における福祉の増進に寄与してこられました。中でも、昭和54年からのインドシナ難民への定住支援、平成15年からの条約難民への定住支援、さらに平成22年からの第三国定住難民への定住支援と、難民支援事業に大きな役割を果たされました。

このことは、わが国の国際社会への貢献として、大変高く評価されているものであります。

また、その中で取り組んでこられた難民に対する日本語教育は、難民がわが国で生活し、活躍していくための貴重な礎となっています。

これらの御功績は、故・奥野誠亮名誉会長、藤原正寛理事長をはじめ関係者の方々の多年にわたる御尽力のたまものであり、深く敬意を表する次第であります。

結びに、公益財団法人アジア福祉教育財団の一層の御発展と本日御参集の皆様の今後ますますの御発展を心からお祈り申し上げまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

◆ 出入国在留管理庁長官 佐々木聖子様 ◆

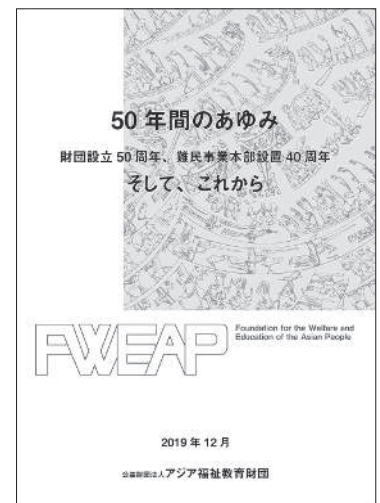
公益財団法人アジア福祉教育財団の設立50周年、及び、難民事業本部の設置40周年を迎え、本日、記念の式典が開催されますことを心からお慶び申し上げます。

公益財団法人アジア福祉教育財団におかれては、半世紀の長きにわたり、アジア地域における社会福祉の発展に貢献され、また、難民事業本部におかれては、40年にわたり、我が国が受け入れたインドシナ難民、条約難民及び第三国定住難民に対する支援事業に御尽力いただいております。

これらの御功績は、綿貫顧問、藤原理事長をはじめとする職員の皆様のこれまでの長年の御努力の賜であり、深く感謝申し上げますとともに、心から敬意を表します。

今後とも公益財団法人アジア福祉教育財団及び難民事業本部並びに関係者の皆様の一層の御活躍と更なる御発展を切にお祈り申し上げます。

当財団では、2019年12月に財団の50年間のあゆみを編纂した「アジア福祉教育財団50周年記念誌」を発行しました。この記念誌をご希望の方は当財団までご照会願います（お問合せTEL 03-3449-0222/info@fweap.or.jp）。



民間外交としての招聘とは

2019年のアジアからの招聘事業は、第1回が4月10日（水）から17日（水）まで、インド、インドネシア、台湾、タイ、ベトナムの5ヶ国、第2回が5月22日（水）から29日（水）までカンボジア、ラオス、モンゴル、ミャンマー、スリランカ5ヶ国の社会福祉関係者を招いて実施しました。1978年10月、タイ王国から福祉行政関係者を招聘し、一行6名が最初にわが国の土を踏んで以来、今年度に実施した2回の招聘を合わせると計118回となり、都合1,943名がこの事業で来日したことになります。

なお、去年は1回の招聘につき4ヶ国4名の16名にて各回実施しましたが、今年度はトライアルとして一ヶ国あたり3名にて実施したところ、少数精鋭のメンバーが揃い、結果としてプログラムの充実には参加人数を絞り込むと効果が上がることを検証し、引き続き一ヶ国3名構成を継続実施する方針を固めました。

また、今年度は研修テーマを「身体障害者支援」に絞り、各国専門家が参加することで、招聘者間のコミュニケーションや帰国後の繋がりを深めることができました。研修日程の半ばに

「各国の福祉施策に関するプレゼンテーション並びに意見交換会」及び藤原理事長との懇談の機会を新たに設け、この研修で得た知識や情報について意見を交わす機会を増やしました。

このうち、各国代表による自国での社会福祉政策についてのプレゼンでは、インドからは「障害者を国にとって貴重な人的資源と見做すと共に、障害者の平等な機会、権利の擁護、社会への全面的参加を可能とする環境の創造を目指している」こと、インドネシアからは「活火山の地盤の上にあるために生じる自然災害が、交通事故や労働災害と共に、身体障害者を助長するリスク要因となっている」こと、タイからは「障害者雇用の促進政策として、第一段階（障害者の人材開発）としての質の良い生活の確保、第二段階（障害者の能力向上）としての職業訓練支援と各種施設へのアクセスの平等、第三段階（障害者の一般社会への参加）としての地域社会及び民間セクターと政府との協力、身体障害者へのケア・テーカーの技術的スキルの向上への支援、を目指している」といった示唆に富む発表がありました。

当財団は2019年に創立50周年、難民事業本部設置40周年の年を迎えました。このアジア諸国社会福祉関係者招聘事業も一層意義深いものと

するため、研修内容の見直しを引き続き実施してまいりますので、皆様のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

事務局長 安細 和彦

— 歓迎レセプションにおける各国大使館の挨拶（要約） —

駐日インド大使館、駐日インドネシア共和国大使館、駐日ベトナム社会主義共和国大使館、台湾駐日経済文化代表処、駐日タイ王国大使館と全出席者を代表し、この意義ある招聘プログラムを何年にも亘って実施されているアジア福祉教育財団へ心からの感謝を申し上げます。

人的資源の開拓や教育における最良の手本として、ベストプラクティスを共有する日本の国



タイ王国 首席公使
Mr. Cherdchai Chaivaivid

際展開は、世界に好影響を与え続けています。この観点から、アジア福祉教育財団の招聘事業は有益です。この招聘は、各国の社会福祉活動の基準強化となるだけでなく、各国間のさらなる連携のためのネットワーク構築の機会を与えてくれています。

私たちがこの関係を維持し、有意義な招聘が今後も実を結ぶようそれぞれの役割を果たしていきましょう。(2019年4月)

この度の歓迎レセプションにラチナ駐日カンボジア大使に代わり出席できることを光栄に思います。本日の歓迎レセプションへご招待いただいた藤原理事長には心より感謝申し上げます。

カンボジア、ラオス、モンゴル、ミャンマー、スリランカの団員方が日本に到着されたことをお喜び申し上げます。このプログラムを通して、団員方は美しい日本を楽しめることと確信しています。日本滞在中には、日本の文化、伝統、テクノロジーの体験を通して、経験を共有し、知識を広げられることでしょう。団員方が、今回の思い出や経験をそれぞれの国に持ち帰り、同僚、友人や家族に伝えてくださることを願っています。



カンボジア王国 参事官
Mr. Suy Tech

私は約2年間日本で働いてきましたが、日本人は親切で敬意があり、勤勉かつ几帳面であることを皆様に伝えたいです。日本料理は美味しく、新鮮で、高品質かつ栄養豊富です。料理人の心がこもっています。皆様もきっと気に入られることでしょう。

改めまして、アジア福祉財団の理事長には、日本とアジア諸国の友好関係と連携の促進において、非常に重要なプログラムを実施いただていることに感謝いたします。今後も、この素晴らしい活動を続けられることと確信しています。全ての団員方にとって、実りある滞在となるようお祈りいたします。どうぞありがとうございます。(2019年5月)

訪日団名簿

2019. 4. 10 ~ 4. 17

<p>インド India</p> 	Mr. Manoj Singh	Leader / IAS, Principal Secretary, Social Welfare (Uttar Pradesh) (団長) インド・ウツタル・プラデーシュ州政府 社会福祉担当筆頭次官
	Mr. Shambhu Sharan Kumar	Deputy Secretary, Ministry of Social Justice & Empowerment 社会正義・能力向上省 次官補
	Mr. Dharam Raj Sarin	Chairman & Managing Director, Artificial Limbs Manufacturing Corporation of India CPSU under the Administrative Control of Dept., Empowerment of Persons with Disabilities, Ministry of Social Justice & Empowerment インド義肢製造公社 会長兼代表取締役社長 (社会正義能力向上省障害者自立支援局の行政管理下に置かれる国営公社)
<p>インドネシア共和国 Republic of Indonesia</p> 	Mr. Radik Karsadiguna	Leader / Deputy Director for Program Planning and Budgeting, Planning Bureau, Ministry of Social Affairs (団長) 社会省企画局 政策企画・予算担当副局長
	Mr. Wisnu Suharto	Deputy Director for Program and Report, Secretariat of Directorate General for Social Rehabilitation 社会リハビリテーション総局 政策・報告担当副局長
	Mrs. Ratna Putri	Psychologist, Centre of Social Rehabilitation for Persons with Physical Disabilities "Prof. Dr. Soeharso" Surakarta スハルト博士記念身体障害者社会リハビリセンター 臨床心理士
<p>台湾 Taiwan</p> 	Mr. Chi-Ning Sung	Leader / Director, Eastern Region Senior Citizens' Home, Ministry of Health and Welfare (団長) 保健福祉省 東部高齢者ホーム主任
	Ms. Hui-Fang Lin	Social Worker, Secretary General, Parents' Association for Persons with Intellectual Disability Taiwan 台湾知的障害者保護者総会 事務総長 (ソーシャルワーカー)
	Ms. Shu-Ching Chang	Secretary General, Federation for the Welfare of the Elderly Taiwan 台湾高齢者福祉連盟 事務総長
<p>タイ王国 Kingdom of Thailand</p> 	Mr. Jirasak Siephomma	Leader / Chief of Inspector General, Ministry of Social Development and Human Security (団長) 社会開発・人間の安全保障省 主任監察官
	Mr. Phiraphon Plengkiattikun	Chief of Provincial Social Development and Human Security, Prachin Buri Province 社会開発・人間の安全保障省プラチーンブリー県事務所 所長
	Mr. Piroon Laimit	Executive Director, Asia-Pacific Development Center on Disability (APCD) アジア太平洋障害者センター 常任理事
<p>ベトナム社会主義共和国 Socialist Republic of Viet Nam</p> 	Mr. Thinh Ngoc Dao	Leader / Chairman of Trade Union, Ministry of Labour, Invalids and Social Affairs (団長) 労働・傷病兵・社会省労働組合 会長
	Mr. Son Van Le	Deputy Director, Sam Son Nursing Center for National Devotees, Ministry of Labour, Invalids and Social Affairs 労働・傷病兵・社会省タインホア省サム・ソン市傷病兵・勲力兵療養センター 副部長
	Mr. Hai Minh Doan	Official, Division of Bilateral Cooperation, International Cooperation Department, Ministry of Labour, Invalids and Social Affairs 労働・傷病兵・社会省国際協力局 二国間部専門官

2019. 5. 22 ~ 5. 29

<p>カンボジア王国 Kingdom of Cambodia</p> 	<p>Mr. Chuor Rattanak</p>	<p>Leader / Director of Persons with Disabilities Foundation (団長) 障害者福祉財団 課長</p>
	<p>Mr. Chey Saphon</p>	<p>Adviser of Ministry of Social Affairs, Veterans and Youth Rehabilitation and the Deputy Director of Cabinet of Minister 内閣府次長兼社会問題・退役軍人・青少年更正省 顧問</p>
	<p>Mr. Kim Sovansidet</p>	<p>Senior Official and Expertise of Child Welfare, Ministry of Social Affairs, Veterans and Youth Rehabilitation 社会問題・退役軍人・青少年更正省 児童福祉上級専門官</p>
<p>ラオス人民民主共和国 Lao People's Democratic Republic</p> 	<p>Mrs. Anonghak Wangvanhthanouvong</p>	<p>Leader / Deputy Director General of Personal and Organization, Ministry of Labour and Social Welfare (団長) 労働社会福祉省人事組織局 副局長</p>
	<p>Mr. Berthor Tongpaothor</p>	<p>Director of Older Person Development Division, Department of for Policy Devotee Disability and Elderly, Ministry of Labour and Social Welfare 労働社会福祉省高齢者・障害者政策局高齢者能力向上部 課長</p>
	<p>Mrs. Bounta Sypaseuth</p>	<p>Director of International Cooperation Division, Department of Planing and International Cooperation, Ministry of Labour and Social Welfare 労働社会福祉省企画国際協力部 課長</p>
<p>モンゴル国 Mongolia</p> 	<p>Mrs. Maichimeg Badarch</p>	<p>Leader / Specialist in charge of social welfare and care service of target group and elders, Social Protection Policy Implementation and Coordination Department, Ministry of Labour and Social Protection (団長) 社会福祉・労働省福祉政策実施局 社会福祉・高齢者サービス担当専門官</p>
	<p>Mrs. Renchinkhand Baatar</p>	<p>Specialist in charge of allowance, Social Protection Policy Implementation and Coordination Department, Ministry of Labour and Social Protection 社会福祉・労働省福祉政策実施局 生活保護担当専門官</p>
	<p>Mrs. Bolormaa Sanjaa</p>	<p>Specialist of Monitoring and Auditing, Labour and Welfare Service Department 社会福祉・労働省 社会福祉政策に対する監察専門官</p>
<p>ミャンマー連邦共和国 Republic of the Union of Myanmar</p> 	<p>Dr. Nay Chi Thet Naing</p>	<p>Leader / Assistant Director, Yangon Region Social Welfare Office, Department of Social Welfare, Ministry of Social Welfare Relief and Resettlement (団長) 社会福祉再定住省社会福祉局ヤンゴン社会福祉署 課長補佐</p>
	<p>Mrs. Yi Yi Cho</p>	<p>Staff Officer, Department of Rehabilitation, Ministry of Social Welfare Relief and Resettlement 社会福祉再定住省更正局 事務官</p>
	<p>Mrs. Khin Mar Lwin</p>	<p>Deputy Staff Officer, Minister's Office, Department of Rehabilitation, Ministry of Social Welfare Relief and Resettlement 社会福祉再定住省更正局 事務官</p>
<p>スリランカ民主社会主義共和国 Democratic Socialist Republic of Sri Lanka</p> 	<p>Mrs. Thusitha Indika Jayakody</p>	<p>Leader / Coordinator to the Honorable Minister, Ministry of Primary Industries & Social Empowerment (団長) 主要産業・能力向上省 大臣調整官</p>
	<p>Mrs. Doris Mignon karunaratne</p>	<p>Committee Member, National Council for the Elders 主要産業・能力向上省国家高齢者協議会 委員</p>
	<p>Mr. Lilan Chathuranga Fernando Dalage</p>	<p>Coordinator, Daya Sarana Development Foundation デイ・サラナ発展財団 調整官</p>



写真で綴る 研修旅行

4月 April

訪問国：インド、インドネシア、台湾、
タイ、ベトナム

日程：4月10日～4月17日

月日	研修内容	写真
4/10 (水)	入国 備考 泊：東京グランドホテル	
4/11 (木)	理事長挨拶・オリエンテーション 講義「日本をとりまく問題とその対応」 講義「日本の社会福祉行政について」 特別養護老人ホームレクロス広尾 視察 日本文化紹介 華道・茶道体験 歓迎レセプション 備考 泊：東京グランドホテル	① ③
4/12 (金)	国会 視察 赤坂迎賓館 視察 厚生労働省講義「日本の障害保健福祉施策について」 大和ハウス工業 ロボット介護事業 視察 備考 泊：東京グランドホテル	④ ⑤
4/13 (土)	日本財団パラリンピックサポートセンター 視察 日本財団パラアリーナ 視察 自由研修 備考 泊：東京グランドホテル	⑥
4/14 (日)	団員相互の意見交換会 新幹線で京都へ移動 金閣寺 視察 夕食会 備考 泊：ホテル日航奈良	⑦
4/15 (月)	社会福祉法人宝山寺福祉事業団（児童発達支援センター）視察 奈良市役所 仲川市長表敬訪問 講義「奈良の歴史、文化、伝統、奈良市の社会福祉政策」 オムロン京都太陽株式会社・社会福祉法人 太陽の家 視察 備考 泊：ホテル日航奈良	⑧
4/16 (火)	東大寺 視察 平城宮跡 視察 奈良県立障害者総合支援センター 視察 理事長主催フェアウェルパーティ（総括報告） 備考 泊：ホテル日航関西空港	
4/17 (水)	出国	



①（講義）藤崎理事・元アメリカ駐劄大使より「日本をとりまく問題とその対応」をテーマに最新の国際情勢について講義を受ける



④（国会議事堂）わが国の成り立ち、国の姿を知り、理解を深めてもらう。奥野評議員・衆議院議員より、議会制民主主義についてお話をうかがう



⑦（団員相互の意見交換会）身体障害者支援をテーマに JICA スタッフや筑波大学准教授も参加し、各国の施策等のプレゼン、活発な情報交換を行った



2

(レクロス広尾) 特別養護老人ホーム、デイサービス等を見学し、最新の全室個室で1ユニット10人の小規模単位によるユニットケアについて職員より説明を受ける



3

(歓迎レセプション) シェラトン都ホテル東京にて歓迎レセプションを開催。タイ王国首席公使をはじめ各国大使館、外務省 下川大臣官房長など関係省庁、福祉関係者の方々約80名が集う



5

(大和ハウス工業) 介護ロボット展示場「D's TETOTE」にて様々な福祉機器を実際に試用する。離床アシストロボットは、ベッドの縦半分が分離して車いすとなり、寝たきりの離床、ベッドから車いす移動時の転倒やケガ、介助者の負担軽減を目指す



6

(日本財団パラリンピックサポートセンター) 2015年に活動を開始し、これまでに1300を超える学校・企業・自治体・団体でパラスポーツの普及活動を行い、全国の小・中・高校、特設支援学校36,000校に向けてパラリンピック教育を展開している



8

(オムロン京都太陽) 1965年の創設以来、障害者に合った作業環境の改善を進め、身体障害者を中心にセンサーや電源機器などの製造に携わる。障害者が働きやすい職場作りで実績があり、障害者雇用の拡大に向け企業にセミナーを開催するなど障害者雇用率の向上にも貢献している



写真で綴る 研修旅行

5月 May

訪問国：カンボジア、ラオス、モンゴル、
ミャンマー、スリランカ

日程：5月23日～5月30日

月日	研修内容	写真
5/22 (水)	入国	
	夕食会	
備考 泊：東京グランドホテル		
5/23 (木)	オリエンテーション	
	講義「日本をとりまく問題とその対応」	
	講義「日本の社会福祉行政について」	①
	社会福祉法人福田会（都市型経費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム）視察	②
	日本文化紹介 華道・茶道体験	
歓迎レセプション		
備考 泊：東京グランドホテル		
5/24 (金)	東京国立博物館 視察	
	国会 視察	
	厚生労働省講義 「日本の障害保健福祉施策について」	③
	大和ハウス工業 ロボット介護事業 視察	
備考 泊：東京グランドホテル		
5/25 (土)	日本財団パラリンピックサポートセンター 視察	
	日本財団パラアリーナ 視察	④
	自由研修	
備考 泊：東京グランドホテル		
5/26 (日)	団員相互の意見交換会	
	新幹線で京都へ移動	
	金閣寺 視察	
	夕食会	
備考 泊：ホテル日航奈良		
5/27 (月)	社会福祉法人宝山寺福祉事業団（児童発達支援センター）視察	⑤
	奈良市役所 仲川市長表敬訪問	
	講義「奈良の歴史、文化、伝統、奈良市の社会福祉政策」	⑥
オムロン京都太陽株式会社・社会福祉法人 太陽の家 視察		
備考 泊：ホテル日航奈良		
5/28 (火)	興福寺 視察	⑦
	平城宮跡 視察	
	奈良県立障害者総合支援センター 視察	⑧
	理事長主催フェアウェルパーティ（総括報告）	
備考 泊：ホテル日航関西空港		
5/29 (水)	出国	



1

（講義）元厚生労働省 森山幹夫氏より日本の社会福祉施策について講義を受ける



4

（パラアリーナ）2020年東京パラリンピック競技大会向け、競技の強化及び普及環境の改善を目的に建設された。施設はユニバーサルデザインを取り入れ、競技用車いすでも通行しやすいスライド扉を採用するなど使いやすさを追求している



7

（興福寺）落慶を迎えました中金堂と国宝館を拝観し、ドイツ人ザイレ・晁映僧侶の英語による行き届いた解説に一同感銘を感じる



2 (福田会) 児童養護施設、知的障害児施設、高齢者施設などを運営する社会福祉法人 福田会を視察。認知症高齢者グループホームでは、認知症の進行予防と改善に向けた取り組みをうかがう



3 (厚生労働省) 社会・援護局 地域福祉課長補佐より日本社会の構造変化と地域共生社会の実現に向けた取組について講義をうける



5 (奈良仔鹿園) 1977年の開設から、障害児や障害者の在宅療育を推し進めるため、長期入所型の施設と家庭との中間的な施設として、障害幼児通園施設、療育相談、及び研修等の広範囲な福祉サービスを提供している



6 (奈良市) 奈良市は1972年に全国に先駆けて「福祉都市宣言」を行った街であり、これまでも政策の中心に「福祉のまちづくり」を位置付けている。仲川市長からご挨拶いただいた後、より現場に近い担当部局から日本型福祉の現状と問題点をうかがう



8 (奈良県立障害者総合支援センター) 障害者のための機能訓練、就労にむけた能力向上支援の場、福祉住宅体験館等を見学する

● 訪日団実績

第 1 回	1978 年 10 月	タイ	6 名
第 2 回	1979 年 10 月	インドネシア	5 名
第 3 回	1979 年 11 月	韓国	6 名
第 4 回	1980 年 4 月	台湾	6 名
第 5 回	1980 年 9 月	マレーシア	7 名
第 6 回	1980 年 10 月	スリランカ	5 名
第 7 回	1981 年 4 月	タイ	5 名
第 8 回	1981 年 9 月	フィリピン	5 名
第 9 回	1981 年 11 月	ネパール	5 名
第 10 回	1982 年 4 月	台湾	5 名
第 11 回	1982 年 5 月	インドネシア	5 名
第 12 回	1982 年 10 月	シンガポール	5 名
第 13 回	1983 年 4 月	韓国	5 名
第 14 回	1983 年 5 月	スリランカ	5 名
第 15 回	1983 年 9 月	バングラディッシュ	5 名
第 16 回	1983 年 10 月	インド	5 名
第 17 回	1984 年 4 月	マレーシア	5 名
第 18 回	1984 年 5 月	ネパール	5 名
第 19 回	1983 年 9 月	フィリピン	5 名
第 20 回	1984 年 10 月	シンガポール	5 名
第 21 回	1985 年 10 月	インドネシア、韓国、タイ、スリランカ	各 5 名
第 22 回	1986 年 5 月	台湾	10 名
第 23 回	1986 年 8 月	マレーシア、フィリピン、シンガポール	各 5 名
第 24 回	1987 年 10 月	バングラデシュ、インド、ネパール、タイ	各 5 名
第 25 回	1988 年 5 月	韓国、タイ、台湾	各 5 名
第 26 回	1988 年 11 月	インドネシア、マレーシア、フィリピン	各 5 名
第 27 回	1989 年 5 月	韓国、シンガポール、台湾	各 5 名
第 28 回	1989 年 10 月	ネパール4名、バングラデシュ、インド	各 5 名
第 29 回	1990 年 5 月	韓国、フィリピン、台湾	各 5 名
第 30 回	1990 年 10 月	インドネシア、マレーシア、スリランカ	各 5 名
第 31 回	1991 年 4 月	韓国 (5名)、台湾 (6名)	
第 32 回	1991 年 11 月	バングラデシュ、インド、ネパール	各 5 名
第 33 回	1992 年 4 月	韓国、台湾、タイ、フィリピン	各 5 名
第 34 回	1992 年 11 月	バングラデシュ、インド、インドネシア (各5名)、スリランカ (6名)	
第 35 回	1993 年 4 月	韓国、シンガポール、タイ、台湾	各 5 名
第 36 回	1993 年 11 月	バングラデシュ (4名)、インド、マレーシア、ネパール (各5名)	
第 37 回	1994 年 4 月	韓国、マレーシア、フィリピン、台湾	各 5 名
第 38 回	1994 年 11 月	バングラデシュ、インド、インドネシア、スリランカ	各 5 名
第 39 回	1995 年 4 月	インド、インドネシア、ネパール、タイ	各 5 名
第 40 回	1995 年 11 月	フィリピン、シンガポール、韓国、台湾	各 5 名
第 41 回	1996 年 4 月	インドネシア、マレーシア、シンガポール、スリランカ	各 5 名
第 42 回	1996 年 9 月	バングラデシュ、インド、ネパール、パキスタン	各 5 名
第 43 回	1996 年 11 月	韓国、フィリピン、タイ、台湾	各 5 名
第 44 回	1997 年 4 月	韓国、シンガポール、タイ、台湾	各 5 名
第 45 回	1997 年 7 月	マレーシア、ネパール、フィリピン、スリランカ	各 5 名
第 46 回	1997 年 11 月	バングラデシュ、パキスタン (各5名)、インド、インドネシア (各4名)	
第 47 回	1998 年 4 月	韓国、フィリピン、タイ (各5名)、台湾 (4名)	
第 48 回	1998 年 9 月	マレーシア、ネパール、シンガポール (各5名)、パキスタン (4名)	
第 49 回	1998 年 11 月	バングラデシュ、インド、インドネシア (各5名)、スリランカ (4名)	
第 50 回	1999 年 4 月	韓国、フィリピン、タイ、台湾	各 5 名
第 51 回	1999 年 9 月	インドネシア (4名)、マレーシア、ネパール、シンガポール (各5名)	
第 52 回	1999 年 11 月	バングラデシュ、パキスタン、スリランカ (各5名)、インド (4名)	
第 53 回	2000 年 4 月	インドネシア、マレーシア、パキスタン、タイ	各 5 名
第 54 回	2000 年 9 月	バングラデシュ (4名)、インド (3名)、ネパール、スリランカ (各5名)	
第 55 回	2000 年 11 月	韓国、フィリピン、シンガポール、台湾 (各5名)	
第 56 回	2001 年 4 月	韓国、シンガポール、タイ、台湾	各 5 名
第 57 回	2001 年 9 月	フィリピン、インド、ネパール、スリランカ	各 5 名
第 58 回	2001 年 11 月	バングラデシュ、マレーシア、インドネシア、パキスタン	各 5 名
第 59 回	2002 年 4 月	インドネシア、マレーシア、タイ (各5名)、パキスタン (4名)	



第 1 回招聘事業で来日したタイの社会福祉関係者一行。昭和 53 年 10 月

2019年度 アジア諸国社会福祉関係者招聘事業

第 60 回	2002 年 9 月	韓国、フィリピン (各5名)、台湾 (4名)、シンガポール (3名)	
第 61 回	2002 年 11 月	バングラデシュ、インド、ネパール、スリランカ (各5名)	
第 62 回	2003 年 4 月	マレーシア、スリランカ (各5名)、ネパール、パキスタン (各4名)	
第 63 回	2003 年 6 月	カンボジア、ラオス、ベトナム、モンゴル	各5名
第 64 回	2003 年 9 月	バングラデシュ、インド、インドネシア、フィリピン	各5名
第 65 回	2003 年 11 月	韓国、シンガポール、タイ、台湾	各5名
第 66 回	2004 年 4 月	バングラデシュ、フィリピン、シンガポール (各5名)、パキスタン (4名)	
第 67 回	2004 年 6 月	カンボジア、ラオス、モンゴル、ベトナム	各5名
第 68 回	2004 年 9 月	インド、マレーシア、ネパール、スリランカ	各5名
第 69 回	2004 年 11 月	インドネシア、韓国、タイ、台湾	各5名
第 70 回	2005 年 4 月	韓国、シンガポール、タイ、台湾	各5名
第 71 回	2005 年 6 月	カンボジア、ラオス、モンゴル、ベトナム	各5名
第 72 回	2005 年 9 月	フィリピン、インドネシア、マレーシア (各5名)、パキスタン (4名)	
第 73 回	2005 年 11 月	バングラデシュ、インド、スリランカ (各5名)、ネパール (4名)	
第 74 回	2006 年 4 月	カンボジア、ラオス、モンゴル、ベトナム	各5名
第 75 回	2006 年 5 月	韓国、フィリピン、シンガポール、台湾	各5名
第 76 回	2006 年 9 月	インドネシア、ネパール、タイ (各5名)、パキスタン (4名)	
第 77 回	2006 年 11 月	バングラデシュ、インド、マレーシア (各5名)、スリランカ (4名)	
第 78 回	2007 年 4 月	インドネシア、韓国、フィリピン、台湾	各5名
第 79 回	2007 年 5 月	カンボジア、ラオス、マレーシア、ベトナム	各5名
第 80 回	2007 年 9 月	バングラデシュ、インド、パキスタン、スリランカ	各5名
第 81 回	2007 年 11 月	ブータン、モンゴル、ネパール、タイ	各5名
第 82 回	2008 年 4 月	カンボジア、ラオス、モンゴル、ベトナム	各5名
第 83 回	2008 年 5 月	インドネシア (4名)、マレーシア、パキスタン、フィリピン (各5名)	
第 84 回	2008 年 9 月	韓国、シンガポール、タイ、台湾	各5名
第 85 回	2008 年 11 月	バングラデシュ、インド、ネパール、スリランカ	各5名
第 86 回	2009 年 4 月	韓国、モンゴル、フィリピン、台湾	各5名
第 87 回	2009 年 5 月	カンボジア、ラオス、ベトナム (各5名)、タイ (4名)	
第 88 回	2009 年 9 月	インドネシア、マレーシア、パキスタン、シンガポール	各5名
第 89 回	2009 年 11 月	バングラデシュ、インド、ネパール、スリランカ	各5名
第 90 回	2010 年 4 月	バングラデシュ、インドネシア、マレーシア、パキスタン	各5名
第 91 回	2010 年 5 月	韓国、フィリピン、台湾 (各5名)、ベトナム (4名)	
第 92 回	2010 年 10 月	インド、ネパール各 (4名)、スリランカ、タイ (各5名)	
第 93 回	2011 年 5 月	インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン	各5名
第 94 回	2011 年 9 月	カンボジア、ラオス、モンゴル、タイ	各5名
第 95 回	2011 年 11 月	シンガポール、スリランカ (各4名)、ベトナム、台湾 (各5名)	
第 96 回	2012 年 4 月	インドネシア、マレーシア、パキスタン、タイ	各5名
第 97 回	2012 年 5 月	フィリピン、シンガポール、ベトナム、台湾	各5名
第 98 回	2012 年 9 月	バングラデシュ、ネパール、スリランカ	各5名
第 99 回	2013 年 4 月	インドネシア、モンゴル、シンガポール、台湾	各5名
第 100 回	2013 年 5 月	カンボジア、インド、ラオス、ミャンマー	各5名
第 101 回	2013 年 11 月	バングラデシュ、ネパール、スリランカ (各5名)、パキスタン (4名)	
第 102 回	2014 年 4 月	フィリピン、台湾、タイ、ベトナム	各5名
第 103 回	2014 年 5 月	バングラデシュ、インドネシア、マレーシア、パキスタン	各5名
第 104 回	2014 年 10 月	インド、ミャンマー、ネパール、スリランカ	各5名
第 105 回	2015 年 4 月	シンガポール、台湾、タイ、ベトナム	各5名
第 106 回	2015 年 5 月	インドネシア、マレーシア、モンゴル、フィリピン	各5名
第 107 回	2015 年 10 月	カンボジア、ネパール (各5名)、インド、ラオス (各4名)	
第 108 回	2016 年 4 月	バングラディッシュ、インドネシア、マレーシア、パキスタン	各5名
第 109 回	2016 年 5 月	フィリピン、シンガポール、台湾、ベトナム	各5名
第 110 回	2016 年 10 月	インド、ネパール、スリランカ、タイ	各5名
第 111 回	2017 年 4 月	バングラデシュ、インドネシア、パキスタン、ベトナム	各5名
第 112 回	2017 年 5 月	インド、モンゴル、台湾、タイ	各5名
第 113 回	2017 年 10 月	ブータン、カンボジア、ラオス、ミャンマー	各4名
第 114 回	2018 年 4 月	バングラデシュ、インド、インドネシア、タイ	各4名
第 115 回	2018 年 5 月	ミャンマー、フィリピン、台湾、ベトナム	各4名
第 116 回	2018 年 10 月	マレーシア、ネパール、パキスタン、シンガポール	各4名
第 117 回	2019 年 4 月	インド、インドネシア、台湾、タイ、ベトナム	各3名
第 118 回	2019 年 5 月	カンボジア、ラオス、モンゴル、ミャンマー、スリランカ	各3名

計 1,943名



第40回

日本定住難民とのつどいの開催

開催日：2019年10月20日(日) 会場：新宿文化センター



「第40回日本定住難民とのつどい（愛と感謝のフェスティバル）」は秋晴れに恵まれた10月20日（日）午後、新宿区立新宿文化センターで開催されました。

「日本定住難民とのつどい」の始まりは1982年1月に遡ります（但し、当時の名称は「難民を励ます会」）。「ベトナム戦争」終結後、インドシナ半島では共産主義政権から政治的迫害を受けた難民が大勢発生していました。彼らの多くは小さなボートに乗って海に逃れましたが、運良く他国の船に救助された“ボート・ピープル”が日本にもやって来ました。

彼らは苦勞の末、漸くわが国での定住が認められました。家族と別れ、財産を失い、異国にあって失意の底か

ら這い上るための新しい生活が始まったばかりでした。そのような状況下「日本人はインドシナ難民に温かい眼差しを注いでいるよ、だから困難を克服してください」という願いを込め、1982年に兵庫（1月）、神奈川（3月）、東京（11月）の3ヶ所において「難民を励ます会」を開催したのです。さて、当財団では1979年11月に難民事業本部を設置して以降、ベトナム、ラオス、カンボジアの三国からの難民（インドシナ難民）の日本定住支援を行っており、また、2003年からは難民条約に基づいて難民と認定された方（所謂「条約難民」）のための定住支援を、更に2010年からは国連からの要請を受け、タイ王国やマレーシアに滞留するミャンマー難民を対象に「第三国定

披露されたアトラクション



在日ビルマ連邦少数民族協議会 アラカン国民民主党



カンボジアこども支援センター



在日本ラオス協会



ドンボスコ川越ベトナムグループ

住計画」による一定数の難民への定住支援も開始しました。

日本に定住した方々がこの先も困難を克服し、「日本に来てよかった」と実感してもらうためには、日本人一人ひとりがこの問題についてより深い理解を持つとともに、社会全体で難民の人たちを勇気づけてゆくことが大切です。そのためこの催しはもっと多くの人たちに日本国内に定住した元難民のことについて正しく知ってもらい、彼らが希望をもって職場や地域社会のため積極的に参加するための動機づけをめざしています。

同時に元難民の方々が異国の地で誇りをもって生きてゆくためには、自国文化を次世代に継承してゆくことも必要です。ベトナム、ラオス、カンボジア、あるいはミャンマー等の元難民の人たちが、この催しでそれぞれの民族に伝わる踊りや歌、芸能などを披露してもらうことがその後押しとなっています。と同時に、地域の住民の方々がこの催しに参加して定住者の母国の文化を知ってもらうとさらに意義が深まるでしょう。

第一部の式典では難民を積極的に支援していただいた協力者に対して感謝状を、また、他の模範になる定住者には表彰状を、それぞれ藤原理事長から授与しました。今回、受賞者を代表して挨拶したHuynh Long Quanさんは、仕事が見つからず困っているベトナム難民定住者がいれば、親から引き継いだベトナム料理店で雇用したり、日本語の読み書きが不自由な者がいれば、行政手続きに関わる書類の記入の手伝いや出入国管理事務所へ同行し、さらに、埼玉県越谷市内にベトナム難民定住者が集うための仏教寺院「宗教法人南和寺（ナムホア寺）」の建立に尽力、仏教行事が行われる際は精進料理を無償で振る舞うなど、寺院の活動へも貢献していることを、生き生きと語りました。

来賓として山田重夫外務省総合外交政策局長、佐々木聖子出入国在留管理庁長官、ダークヘベカーUNHCR駐日代表らにご出席いただき、祝辞を賜りました。また共催者である新宿区からは吉住健一区長が出席され、心強い激励の言葉を贈っていただきました。

第二部では難民の人たちを励ますため、地元から東京理科大学・神楽坂吹奏楽団の学生たちが「アラジン」「宝島」のアレンジを元気よく響きわたらせてくれました。

次いで、定住者グループによる祖国文化が香るミャンマー、カンボジア、ラオス、ベトナムの歌や踊り、チャーリー西村さんのサイエンスショーもあり、皆で終日楽しい時間を過ごしました。

1万1,000人余りのインドシナ難民のほか、条約難民や第三国定住難民の方々がわが国で生活しています。この催しの模様はニュースで報道されましたが、メディアを通じて難民の人たちを報道してもらい、沢山の人たちに難民問題について改めて考えていただくことが大切であると考えております。

2019年は、当財団の創立50周年、また難民事業本部の設置40周年にあたる節目の年であり、これを機に、「日本定住難民とのつどい」も一層意義深いものとするため、内容を創意工夫し引き続き開催してまいりますので、皆様のご支援とご協力をよろしく申し上げます。

最後に、当財団では2019年12月に財団の50年間のあゆみを編纂した「アジア福祉教育財団50周年記念誌」を発行しました。この記念誌をご希望の方は当財団までご照会願います（お問合せTel.03-3449-0222/info@fweap.or.jp）。

事務局長 安細 和彦



米村でんじろうサイエンスプロダクション チャーリー西村



参加した多くの人たちが旧交を温める機会となっている



ハウス食品グループよりご提供いただいた商品を渡す



第40回

日本定住難民とのつどいの開催

開催日：2019年10月20日（日） 会場：新宿文化センター



開催報告

1. 開催趣旨

第一部式典は、模範となる難民定住者を表彰すると共に、日頃から難民の定住促進に対して支援・協力いただいている難民の雇用主、支援協力者等に感謝状を贈呈し謝意を表す。

第二部アトラクションでは、定住難民がそれぞれ母国への想いを民族舞踊の披露などで表現する様子を通じて、国民一般に日本に定住する難民の状況を広く理解してもらう。

- 主催**：公益財団法人アジア福祉教育財団
- 共催**：新宿区、公益財団法人新宿未来創造財団
- 後援**：難民対策連絡調整会議、外務省、厚生労働省、出入国在留管理庁、文化庁
- 協賛**：一般社団法人日本新聞協会、日本放送協会（NHK）、一般社団法人日本民間放送連盟
- 協力**：ハウス食品グループ
- 日時**：2019年10月20日（日）13時～16時
- 場所**：新宿区立新宿文化センター 1階大ホール（新宿区新宿6-14-1）

2. 実施結果

(1) 懇談会

(2) 式典

- (イ) 主催者挨拶
公益財団法人アジア福祉教育財団
理事長 藤原 正 寛
- (ロ) 共催者挨拶（敬称略）
新宿区長 吉 住 健 一
- (ハ) 来賓挨拶（敬称略）
外務省 総合外交政策局長 山 田 重 夫
出入国在留管理庁 長官 佐々木 聖 子
国連難民高等弁務官事務所 駐日代表 ダーク ヘバカー
- (ニ) 表彰（敬称略）
支援協力者（感謝状贈呈） 鯉 田 哲 子
模範難民定住者（表彰状授与） HUYNH LONG QUAN



日頃から財団の活動を支えてくださっている方々をお招きして懇談会を開催

(3) アトラクション

- アラジン・宝島 東京理科大学 神楽坂吹奏楽団
- ミャンマー民族舞踊 在日ビルマ連邦少数民族協議会 アラカン国民民主党
- カンボジア民族舞踊 カンボジアこども支援センター
- ラオス民族舞踊 在日本ラオス協会
- ベトナム民族舞踊 ドンボスコ川越ベトナムグループ
- サイエンスショー 米村でんじろうサイエンスプロダクション
チャーリー西村

（参加者：約 1,000 人）

主催者挨拶

開会の辞

アジア福祉教育財団
理事長 藤原 正寛



アジア福祉教育財団理事長の藤原正寛でございます。
このたびの台風第19号により、被害に遭われた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
また、被災地の一日も早い復旧を、心からお祈り申し上げます。
定住者の皆さまにおかれても、ご不安も多かったかと存じますが、今日こうして皆様が無事に、「つどい」に参加されたことを心から安堵しております。

さて、本日はご多忙のところ、ご参集いただき厚く御礼申し上げます。特に、この催しや財団の諸事業に惜しみないご支援、ご協力を賜っている外務省の山田総合外交政策局長、法務省出入国在留管理庁の佐々木長官、ヘバカーUNHCR駐日代表をはじめとするご来賓の皆様、共催者である新宿区の吉住区長には深く感謝申し上げます。

また、日本に定住されている皆様には、日々ご努力され、日本社会における有為な人材として活躍されていることに深く敬意を表します。

UNHCRの統計によれば、全世界の難民・国内避難民は2018年末で7,080万人を超えています。こうした情勢の下、国際社会からは難民問題に対する日本のさらなる貢献が期待されています。

2010年に開始した第三国定住による難民受入れ事業は、10年目を迎えた本年、大幅な人数の拡大の方針が示されたところ です。

日本では、インドシナ難民受入れから約40年を経て、12,000人を超える定住者の方々が新たな人生を着実に歩まれています。日本での資格を取得したり、語学力を活かして活躍されている方もいます。また、大学や大学院への進学を果たす人々も増えてきています。

多くの皆さんが、互いに助け合いつつ、日本社会の一員と

して活躍している姿は、新たに日本へ定住する方々の希望となることでしょう。

また、定住者の皆さんに接している日本人の方々も、日々の触れ合いを通して、多様性を受け入れる多文化共生社会の重要性について認識を新たにされていることと思います。

アジア福祉教育財団は、1969年、ベトナムなどアジア諸国の孤児等への支援を目的に設立されましたが、1979年からは、財団内に難民事業本部を設置し、政府の委託を受けて、難民の方々の定住支援や難民認定申請者の方々への救援を行っています。

当財団は今年、財団設立50周年、難民事業本部の設置40周年という大きな節目を迎えます。この記念すべき時を、アジア諸国との福祉向上へ寄与するとともに、日本との友好親善を深める契機ととらえ、更なる発展を目指してまいります。

本日は、第一部の式典において、他の模範となる定住者の方と定住者のためにご尽力くださった日本人の方に、表彰状、感謝状を贈らせていただきます。

第二部では、定住者の方々の歌と民族舞踊のほか、アトラクションをご観覧いただきます。

この「日本定住難民とのつどい」が、定住者の皆さんの励みになることを願うとともに、ご支援をいただいている皆様に感謝と敬意を表し、ご挨拶と致します。



第40回

日本定住難民とのつどいの開催

開催日：2019年10月20日(日) 会場：新宿文化センター



共催者挨拶



新宿区長
吉住 健一 氏

ただいまご紹介をいただきました新宿区長の吉住健一でございます。

本日は、第40回日本定住難民とのつどいの開催、誠にありがとうございます。また、財団の50周年もおめでとうございます。藤原理事長様をはじめ、公益財団法人アジア福祉教育財団並びに多くの関係者の皆様方が長きにわたり、幅広く難民の方々への支援事業にご尽力され、多くの実績を残されていることに、改めて敬意を表します。

さて、本日ご参加されている難民の皆様は、言葉や文化、生活習慣の違う日本での生活の基盤を築いていくために、これまで大変なご苦勞を重ねてこられたことと思います。そうしたご苦勞や困難を乗り越えて、職業へ就き、家庭を築き、地域社会に溶け込んでこられた皆様に心から敬意を表したいと思います。

現在、この新宿区には123の国や地域から、人口の12%以上、約42,500人以上の外国籍の住民がお住まいになっています。区は、第三国定住難民の受け入れ事業も行わせていただいております。今年度も9月に、第10陣の6家族20の方が来日をされています。RHQ支援センターによる180日間の定住プログラムが区内で実施されており、今後の地域での自立を目指していらっしゃいます。

区は、児童の学校体験に協力をさせていただくと同時に、日本最大のボランティア組織である町会の皆様によるお祭りなどに一緒に参加をしていただく取り組みを進めております。地域の皆さんもボランティア組織、地域の自治組織として、皆様のお役に立てることに非常に誇りと使命感、やりがいを持っています。これからも関係を構築できればと考えております。

この後、第二部では難民の皆様の民族舞踊など、多彩なアトラクションが予定をされていまして、このように難民の皆様と、皆さんを支えてこられた多くの方が一堂に会して、楽しく有意義な時間を過ごされる「日本定住難民とのつどい」が、毎年この新宿文化センターで開催できることをうれしく思っております。これからも日本での生活には色々のご苦勞もあろうかと思いますが、本日は存分に楽しんでいただきまして、明日からの活力を養っていただければと思います。

結びとなりますが、本日の受賞者の皆様、そして将来また受賞されるであろう多くの皆様に、これからの前途が輝かしいものとなりますこと、豊かなものとなりますことを心からご祈念申し上げまして挨拶とさせていただきます。本日は、共に参加させていただきましてありがとうございます。



東京理科大学神楽坂吹奏楽団の華やかな幕開けでスタート

来賓挨拶



外務省総合外交政策局長
山田 重夫 氏

本日は内閣総理大臣及び外務大臣の祝辞を代読いただきます。

まず、安倍晋三内閣総理大臣からの祝辞です。

本日、難民受入れに携わる皆様の御尽力の下、記念すべき「第40回日本定住難民とのつどい」が盛大に開催されますことを、心からお喜び申し上げます。

今から40年前、我が国は、インドシナ難民の皆様を日本社会の一員としてお迎えしました。以来、我が国は、様々な事情から難を逃れて来日した難民の皆様を受け入れ続け、その数は約1万1千人余りに上っています。言葉、文化、生活環境が異なる中での苦勞を乗り越え、日本で自立した生活を送られている難民の皆様は、敬意を表します。

かねてから、私は、全ての人々の保護と能力強化を通じて持続可能な個人の自立と社会作りを促す「人間の安全保障」の重要性を強調しており、今年主催したG20大阪サミット及びTICAD 7においても、各国首脳と人間の安全保障に基づくSDGs実現に向けた具体的な取組を議論いたしました。難民の皆様への日本への定住・共生を進めることは、この「人間の安全保障」を推進する重要な取組です。

この「つどい」は、多数の関係者の皆様に支えられ、励まされながら言語や生活環境の異なる日本社会で立派に生活されている難民の皆様を見守る場として、この40年間、欠くことのできない役割を果たしており、大変心強く思います。ここに、公益財団法人アジア福祉教育財団を始め、地方自治体や事業主の方々、支援団体の方々など、多くの関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

今年、我が国は令和の新時代を迎えました。我が国で生活する外国人が増加し続ける中、昨年末、政府は外国人との共生社会の実現に向けより一層の環境整備を推進することを決定しました。難民の皆様にも我が国で安心

して生活していただけますよう、引き続き関係者の皆様のお力添えをいただきながら、必要な努力を行っていく所存です。

本日御出席の皆様の一層の御健勝、御活躍を心より祈念し、私の祝辞とさせていただきます。

令和元年10月20日
内閣総理大臣 安倍晋三

続きまして外務大臣からの祝辞です。

本日、記念すべき「第40回日本定住難民とのつどい」が盛大に開催されますことを、心からお喜び申し上げます。

縁あって日本に來られた難民の皆様は、言葉や風習、生活習慣等の壁を一つ一つ乗り越えながら日本社会に順応し、自分らしい生活を築き上げてこられました。受け入れる側の日本社会も、試行錯誤を繰り返しながら難民の皆様を受け入れてきました。過去40年間にわたり、この「つどい」は、こうした双方の御努力を確認し、難民の皆様を含む全ての日本社会の構成員にとってより良い社会の構築を誓い合う素晴らしい場所を提供してこられたものと考えます。

ここに、難民の皆様と、公益財団法人アジア福祉教育財団を始め、日頃から難民の受入れに御尽力されている全ての関係者の皆様に、敬意と謝意を申し上げます。

世界的に難民の数がなお増加傾向にある中、昨年12月、国連による難民への対応をまとめた包括文書である難民グローバル・コンパクトが策定されました。これを受け、今年6月、我が国は、第三国定住により受け入れる難民の規模と対象を拡大することを決定し、これまでマレーシアに滞在するミャンマー難民を年間30名まで受け入れてきたところを、令和2年度からはアジア地域に滞在する難民を年間60名まで受け入れることといたしました。政府として、これからも世界の難民問題の解決に向けて積極的に取り組んでいく所存です。

最後になりましたが、本日御出席の皆様の一層の御健勝、御活躍を心から祈念し、私の祝辞とさせていただきます。

令和元年10月20日
外務大臣 茂木敏充

どうもありがとうございました。



第40回

日本定住難民とのつどいの開催

開催日：2019年10月20日(日) 会場：新宿文化センター



来賓挨拶



出入国在留管理庁長官
佐々木 聖子 氏

本日ここに「第40回日本定住難民とのつどい」が開催されるに当たり、御挨拶申し上げます。

はじめに、公益財団法人アジア福祉教育財団の綿貫顧問、藤原理事長をはじめ職員の方々、難民の受入事業の維持・向上に御助力いただいている新宿区の方々、民間事業所並びに民間ボランティアの方々、多くの皆様の御尽力に対し、心からの敬意と感謝の意を表します。

また、定住難民の皆様方におかれては、祖国から遠く離れたこの日本において、言葉や文化の違いをはじめとする日常生活上の様々な苦難を克服され、日本社会に定着し、その一員として各方面で御活躍されていることに対し、心から敬意を表します。

我が国が難民の方々をお迎えしてから、既に40年以上が経過しましたが、今日、我が国において、これら難民の方々の定住が着実に進んでいるのも、難民の皆様方一人一人の御努力によることはもちろんのこと、アジア福祉教育財団難民事業本部の職員の方々によるきめ細やかな対応や地方自治体の皆様の御尽力、さらに地域社会における民間事業所や民間ボランティアの皆様の献身的な御支援・御協力の賜物です。

また、日本社会で生活している定住難民の皆様方との様々な交流を通じて培われた共生の経験が、日本の難民の受入れに関する理解を深める土台になってきたものと考えています。

このような中、本年4月、出入国在留管理庁が発足し

ました。出入国在留管理庁は、これまでの出入国や在留の審査、難民認定の業務に加え、新たに、定住難民の方々も含めた外国人との共生社会の実現という新たな使命を担うこととなりました。

出入国在留管理庁といたしましては、定住難民の方々も含め、日本で暮らす全ての外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、外国人が日本人と同様に公共サービスを楽しみ安心して生活することができる環境整備に向け、その役割を果たしていく所存です。

また、難民問題をめぐる国際情勢を注視しつつ、難民の保護という国際社会における責任を果たすべく、今後も人道的な視点を大切に難民認定行政を進めてまいります。

最後になりましたが、アジア福祉教育財団を始めとする関係者の皆様の、なお一層の御発展と御活躍をお祈り申し上げますとともに、我が国に定住された難民の皆様が、今後とも母国の伝統と文化に誇りを持ちつつ、共生の輪を育みながら、我が国社会においてより一層安定した生活を営まれますよう心から祈念して、私の挨拶といたします。



ホールの前では難民問題を理解するためのパネルや冊子を展示。熱心に見入る来場者

来賓挨拶



国連難民高等弁務官事務所
駐日代表

ダーク ヘベカー 氏

Honorable guests, dear refugees, ladies and gentlemen,
ご来賓の皆さま、難民の皆さま、

Allow me to congratulate and greet you at today's important ceremony, especially this year when FWEAP (Foundation for the Welfare and Education of the Asian People) celebrates its 50th and RHQ (Refugee Assistance Headquarters) its 40th anniversary.

今日は、アジア福祉教育財団の50周年、難民事業本部の40周年の年の、難民の集いにお招き頂き、ありがとうございます。

For me and for UNHCR, FWEAP and RHQ have been playing an important role for refugees' integration in Japan for many years, and we appreciate your continuous support to refugees in Japan.

アジア福祉教育財団とRHQは、長年にわたり、日本の難民の定住支援の中心的な役割を担っています。この場を借りて、お礼申し上げます。

With record high numbers of displaced people around the world, UNHCR appreciates Japan's long-term support and leadership in the global humanitarian arena.

世界中で故郷を追われている人が増える中で、UNHCRは、日本の皆さまの継続したご支援とご協力に、感謝いたします。

We (UNHCR) particularly welcome (s) Japan's recent decision to accept more refugees for resettlement from next year.

また、UNHCRは、日本の第三国定住難民の受け入れの拡大の決定を歓迎いたします。

Refugees are not a burden – if they make serious efforts and are supported well by their host communities, they can thrive and become useful members of society.

難民は、「重荷」ではありません。難民の皆さんの努力と、コミュニティのサポートで、難民の皆さんは社会の一員になれます。

Like you, I am always encouraged by refugees in Japan who successfully integrate into the Japanese community by learning hard and working hard.

皆さまと同じく、私も、日本の社会の一員になった難民にいつも励まされています。

I am also humbled and impressed by the efforts municipalities, NGOs and volunteers are making along with RHQ to help refugees adapt and feel welcome.

また、RHQをはじめとした、地方自治体、NGOの皆さまのご協力に大変感謝しています。

UNHCR stands ready to continue working closely with you all in your efforts to help refugees fulfil their "Japanese Dream".

UNHCRは、今後も、難民の皆さんの「Japanese Dream」のサポートのために、皆さまと邁進します。

Thank you very much!

ありがとうございました！



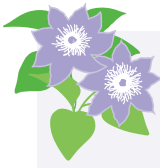
懇談会では活発な意見交換が行われた



第40回

日本定住難民とのつどいの開催

開催日：2019年10月20日（日） 会場：新宿文化センター



祝電の紹介

本日、「第40回日本定住難民とのつどい」が開催されますことを心からお祝い申し上げます。

お集まりの日本に定住されている皆様は、言葉や生活習慣の異なる日本で幾多の困難があったことと思いますが、それを乗り越え、職場や家庭、地域で御活躍されていることと思います。今日までの皆様の御努力に深く敬意を表します。

また、関係機関や事業主の皆様には、日頃より難民の方々の雇用について温かい御理解と厚い御支援をいただいていることに心から感謝いたします。更に、難民の方々に対する就労支援については、公益財団法人アジア福祉教育財団の皆様御尽力に重ねて感謝申し上げます。

厚生労働省としても、難民の方々が自らの能力を十分発揮され、定住された地域社会で安心して働くことができるよう、引き続き支援に努めていきます。今日お集まりの皆様今後一層の御発展と御活躍を心からお祈りして、お祝いの言葉といたします。

厚生労働大臣 加藤 勝信

本日ここに、「第40回日本定住難民とのつどい」が、多くの皆様に御出席いただき、開催されますことを、心からお喜び申し上げます。

難民の皆様がこれまで多くの御苦勞に遭われ、数々の苦難を乗り越えるために努力を重ねてこられたことは想像に難くありません。また、難民を支援されている関係者の皆様の長年にわたる御尽力には、計り知れないものがございます。ここに、難民及び関係者の皆様に深く敬意を表します。

さて、昨年12月に国連総会で「難民に関するグローバル・コンパクト」が採択されました。

この「難民に関するグローバル・コンパクト」に

ついて、フィリッポ・グランディ国連難民高等弁務官は、「難民を、受け入れ国のシステム、社会、経済に組み込んで、彼らが苦境から脱する日が訪れるまで、受け入れ国のコミュニティに貢献し、自分たちの将来について不安を感じることなく暮らせるよう、環境を整えるというアプローチ」であると述べています。

本日の「つどい」は、他の模範となる定住難民を表彰するとともに難民の定住促進に対して御支援・御協力をいただいている難民の雇用主・支援協力者の皆様に謝意を表すことや、定住難民が我が国で安定した生活が営めるよう、雇用や共生等の問題について一般にも理解を深めることが目的とされています。

我が国で共生への理解が広がり、定住難民が安定した生活が営めるようになることは、高等弁務官が語る「環境を整える」ことにつながるとも言えるでしょう。

本日表彰を受けられます難民の皆様、感謝状を贈呈されます支援協力者の皆様に心からお祝いを申し上げますとともに、これを契機に、より一層の友好親善に御尽力いただきますことを祈念いたします。

文化庁におきましても、難民の皆様が我が国において安心して生活できるよう、引き続き、日本語学習に関する相談をはじめとする様々な日本語教育の支援を実施してまいります。

結びに、公益財団法人アジア福祉教育財団の一層の御発展と本日御参集の皆様今後ますますの御健康と御多幸を心よりお祈り申し上げまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

文化庁長官 宮田亮平

表彰者代表挨拶



模範難民定住者
**HUYNH LONG
QUAN 氏**

みなさま、こんにちは。

ただ今、ご紹介に預かりました、ベトナム出身の
HUYNH LONG QUANと申します。

この度このような賞をいただき、感謝いたします。

受賞者代表として御礼の言葉を述べさせていただきます。

私はインドシナ難民として1988年に入国し、難民事業本部が実施する定住促進プログラムを受講するため、姫路定住促進センターに第72期生として入所しました。日本語はゼロからスタートしましたが、その後は地元の高等学校を無事に卒業することができました。難民事業本部の定住促進プログラムで学んだことが今に活かされていると実感しております。

私は、入国当時、まだ日本で馴染みの薄かったベトナム料理を、母親と協力しながら東中野や新宿にある自分

の料理店で多くの日本の方に紹介してきました。現在は仲御徒町でベトナム料理店「オールド・サイゴンレストラン」を経営しておりますが、ご縁に恵まれ、近々ダイワハウスグループのダイワロイネットホテル銀座に支店を出す運びになりました。

日本に来てからの生活の中で多くの方々の理解や手助けに支えられた経験から、日本でうまく生活していくためには、お互いに助け合うことが大切だと感じ、仕事の合間を縫って、行政手続きなどで困っている同胞の支援活動を行っています。

また、ベトナム人の精神的な支えとなる場所として、皆で協力して2006年に埼玉県内にベトナム寺院 ナムホア寺を建立しました。ナムホア寺ではベトナムの年中行事を催す機会も多く、行事に参加する人たちへ振る舞うために、多い時には500人分の母国料理を作り、皆に喜んでもらっています。

本日このような賞をいただき、これからも同胞や社会に更に貢献できるようになりたい、と思っております。ベトナム難民定住者の皆さんが日本に住んで幸せだと感じることができるよう今後も努力を続けたいと考えております。ありがとうございました。



受賞者、来賓の方々と役員等



第40回

日本定住難民とのつどいの開催

開催日：2019年10月20日(日) 会場：新宿文化センター



表彰理由

模範難民定住者

HUYNH LONG QUAN さん



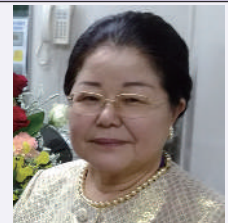
インドシナ難民として1988年に入国し、姫路定住促進センターにて定住支援プログラムを受講後、横浜の中学校及び高等学校を卒業した。その後、母親が東京の東中野や新宿で始めたベトナム料理店を引き継ぎ、母親と協力して日本では馴染みの薄かったベトナム料理の普及に努めてきた。

また、仕事が見つからず困っているベトナム難民定住者がいれば、自らが営む料理店で雇用したり、日本語の読み書きが不自由な者がいれば、行政手続き等での書類の記入支援や出入国管理事務所への同行支援等を行ってきた。さらに、死亡事件または事故の際に警察と協力して残された家族を支えるなど、ベトナム難民定住者に対して様々な支援を行ってきた。

同時に、ベトナム難民定住者の多くが仏教的支えを求めていたことから、埼玉県越谷市内にベトナム難民定住者が集うための仏教寺院として、「宗教法人南和寺（ナムホア寺）」の建立に尽力した上に、同寺院において仏教行事が行われる場合は精進料理を無償で提供するなど、この寺院の活動にも貢献している

支援協力者

鯉田 哲子 さん



インドシナ難民が日本に定住を許可された直後から、神奈川県内の小・中学校や地域公民館において難民の児童に対する学習支援を長期に亘って行ってきた。

またインドシナ難民定住者の子どもたちの家庭における諸問題の解決にも骨身を惜しまず協力し、保護者とも面談し、家庭全般の相談にも乗ってきた。その過程で地域のボランティア団体「葦の会」にも参加し、活動の場を広げている。



一方、2000年には、相模原市内の放置自転車をリサイクル自転車としてカンボジアへ寄付するプロジェクトを企画し、相模原市長の協力を得て隔年計5回に亘り自転車をカンボジアへ届けた。これは「国境なき子どもたち」などカンボジアで活動するいくつかのNGOからの要請によるもので、孤児院や女性自立施設へ放置自転車を寄付するものである。また、バザーを開いて寄付金を募り、2,500台以上のリサイクル自転車、加えてノート等の学用品・衣類・体操着・運動靴などを現地まで赴いて寄贈してきた。こうした活動により、カンボジアの人々から「日本のお母さん」として慕われている。

さらに、2006年から現在まで継続的に「さがみはら国際交流ラウンジ」において主にカンボジア難民定住者を対象とした相談活動を毎週1回行っている。また、同ラウンジにおいて、カンボジア難民定住者と協力し、子弟のための母語教室の運営に協力している。

(敬称略・順不同)



難民支援事業の概況

— 2019年を振り返って —

難民事業本部

1 はじめに

今年には難民事業本部設立40年目を迎える年となりました。インドシナ難民の受入れに始まり、条約難民、第三国定住難民、難民認定申請者と様々な事業を行って来ましたが、近年は世界的な難民問題への関心の高まりとともに、各国政府だけでなく企業や民間といった国際社会の多様なアクターが連携して難民問題に取り組むことができます。グローバル化の中で、日本社会も大きく変化しつつある中、難民事業本部の果たすべき役割をしっかりと見つめていくことが必要です。国内においても、第三国定住による難民受入れの10年目を迎えた本年6月には、2020年度からの受け入れを拡大する方針が閣議了解され、難民対策連絡調整会議において、具体的な第三国定住難民の受入れ対象等について新たな方針が示されるなど、難民支援における大きな変化のあった一年でした。

我が国は今年で難民条約・議定書に加入してから38年が経過し、これまで1万1千人以上のインドシナ難民、750人以上の条約難民を受け入れてきました。また、タイ・マレーシアに暮らすミャンマー難民を受け入れる第三国定住事業では190人を超える難民を受入れています。さらに、昨年も1万人を超える難民認定の申請が行なわれ、難民問題は日本にとっても大きな問題の一つとなっています。

さらに、今年には出入国在留管理庁の発足や新たな在留資格の創設による外国人材の受入れが開始され、難民だけでなく多様な背景を持つ人々との共生に向けた様々な施策が打ち出されました。こうした施策の動向も、難民が定住する地域社会に対して中長期的に影響を与える要

素となることから、引き続き注目していきたいと考えています。

こうした社会の様々な変化を捉えつつ、難民事業本部は今年も外務省、文化庁及び厚生労働省からの委託を受け、インドシナ難民、条約難民、第三国定住難民、難民認定申請者等の支援を行いました。

2 定住支援事業

(1) RHQ支援センターにおける定住支援プログラム

東京都内のRHQ支援センターにおいて、条約難民とその家族並びに第三国定住難民を対象として難民事業本部（RHQ）では、定住支援プログラム等を実施しています。

今年も、条約難民とその家族を対象として4月開講の前期・昼間半年コースに10人、10月開講の後期・昼間半年コースに4人、同じく4月開講の夜間・1年コースに3人が受講しています。また、第三国定住難民を対象としたコースでは、9月末に来日した第10陣の20人が10月から受講を開始しています（保育児童含む）。

定住支援プログラムでは、難民及びその家族が日本社会で自立した生活を営むために必要な日本語力を身につけることを目的とした日本語教育、日本の社会制度や生活習慣・文化・保健衛生等に関する生活ガイダンス、また、希望者には就職先や職場適応訓練のあっせんを行っています。日本語教育は、日々の生活に直結した実践的内容とし、机上の講義に加え、体験を伴う反復学習を重視したカリキュラムを編成しています。生活ガイダンスでは、日本で自立生活を営むために必要な生活のルール、公共交通機関の利用方法、お金の使用と管理の仕方、数



字や漢字の読み書き、健康管理などを学習することとしています。就労支援では、日本の労働慣行、履歴書の書き方や面接の練習などの指導のほか、希望者への就職あっせんを行っています。

また、同国人コミュニティと交流する機会を設けたり、町会との交流会で日本文化を体験したりと、地域の方々との交流なども関係者の厚いご協力の下で実施しており、難民が日本で自立生活をしていく上での一助となっています。

2006年にRHQ支援センターを設置して以来、2018年度末までに延べ453人が定住支援プログラムを修了し、そのうち177人がRHQのあっせんにより就職しました。

これまで日本で認定された条約難民はその多くがミャンマー出身者でしたが、近年は他のアジア諸国や中東、アフリカ圏の出身者も増えてきています。条約難民の本国での教育歴や職歴、来日後の在住歴や就労経験、生活経験は様々です。難民事業本部では、受講者のこれら多様性に配慮しながら支援を行っています。

一方、第三国定住難民は、条約難民と異なり日本での生活経験を有しておらず、日本語もほとんど分からない状態で来日するため、難民の母語を話せる通訳を配置し、緊急時にも対応できる体制を整えた上で、オリエンテー

ション及び定住支援プログラムを実施しています。

これら定住支援プログラムを修了した難民定住者からは、自己紹介ができるようになった、買い物やコミュニケーションが楽になった、などの感想が寄せられており、学習した内容が日常生活の中で活かされているようです。個々人が新しい目標を持ち、プログラム修了後も日本語の学習を継続しています。また、プログラム期間中に地域の方々との交流を経験した難民定住者の中には、定住先地域でも母国料理による文化の紹介や交流会に積極的に参加している人々もいます。交流を通じて日本人住民の方から「普段地域で見かけていた人と直接話できて良かった」といった声が寄せられ、センターでの学習が地域住民との良好な関係を築くための活動へとつながっていることは、一つの成果ともいえるでしょう。定住支援プログラムは定期的な見直しを行い、より効果的な学習を提供するための取り組みを進めています。

(2) 定住後の支援

インドシナ難民、条約難民、第三国定住難民、難民認定申請者にはそれぞれ異なる法的地位と難民特有の事情が存在する上、文化的背景や日本語能力、社会への適応状況も多様です。

●難民認定申請及び認定者数の推移 (2018年12月31日現在) (出典：法務省資料)

年	'82	'83	'84	'85	'86	'87	'88	'89	'90	'91	'92	'93	'94	'95	'96	'97	'98	'99	'00
申請数	530	44	62	29	54	48	47	50	32	42	68	50	73	52	147	242	133	260	216
認定	67	63	31	10	3	6	12	2	2	1	3	6	1	2	1	1	16	16	22
人道配慮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	2	3	9	3	3	3	42	44	36
	'01	'02	'03	'04	'05	'06	'07	'08	'09	'10	'11	'12	'13	'14	'15	'16	'17	'18	合計
	353	250	336	426	384	954	816	1,599	1,388	1,202	1,867	2,545	3,260	5,000	7,586	10,901	19,629	10,493	71,168
	26	14	10	15	46	34	41	57	30	39	21	18	6	11	27	28	20	42	750
	67	40	16	9	97	53	88	360	501	363	248	112	151	110	79	97	45	40	2,628

●第三国定住難民受入数の推移 (2019年9月25日現在)

年	'10	'11	'12	'13	'14	'15	'16	'17	'18	'19	合計
家族	5	4	0	4	5	6	7	8	5	6	50
人数	27	18	0	18	23	19	18	29	22	20	194



インドシナ難民は、1世の年金受給等の行政手続きに加えて、在日出生した2世の婚姻や帰化の手続きに関する支援も引き続き多くあります。条約難民は、法的地位が比較的安定しているとはいえ、言語や宗教、文化的な背景が日本社会と異なる定住者が多く、仕事に就き、安定した生活を営むには課題があると思われることが少なくありません。より充実した生活を送れるよう、住居や医療の他、家族呼寄せ等の支援をしています。

第三国定住難民は日本での定住生活が比較的短い人達ですが、日本での生活は着実に安定しつつあります。難民家族は定住先の地域関係者の方々の協力を得ながら、日本での生活に馴染もうと日々努力しています。第8陣以降は地方展開が進められ、地域に根付いた支援を行っている団体を地域定住コーディネーター・支援員として委嘱し、協力をいただくようになっていますが、それぞれの団体の特性を生かしながら難民に寄り添ったきめの細かい支援が行われ、着実に自立に向けた歩みが進めら

れています。2020年度から開始する第三国定住難民の受入れ拡大を踏まえると、こうした地域の支援リソースが今後ますます重要になっていくと思われます。

難民が抱える課題や悩みを解決するためには、難民が居住する自治体をはじめ、関係諸機関や民間支援団体、難民コミュニティー等と連携・協力して対応することが効果的であると考えています。難民事業本部は難民の課題や悩みを解決するノウハウの蓄積に加え、難民が多数居住する地域において長期に亘りそれらの団体とのネットワークを有していますが、今後とも皆さんと一緒に課題解決や効果的な支援の在り方について考え、取り組んでいきたいと考えています。

●インドシナ難民定住許可数の推移 (2005年12月31日をもって受入れ終了) (出典：法務省資料) (人)

年	'78	'79	'80	'81	'82	'83	'84	'85	'86	'87	'88	'89	'90	'91	'92
国内	3	2	50	48	216	395	738	484	129	262	164	152	171	263	239
海外	-	92	346	393	217	248	229	240	149	291	193	194	321	370	411
元留学生等	0	0	0	742	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ODP	0	0	0	20	23	32	12	6	28	26	143	115	242	147	142
合計	3	94	396	1,203	456	675	979	730	306	579	500	461	734	780	792

	'93	'94	'95	'96	'97	'98	'99	'00	'01	'02	'03	'04	'05	合計
	97	84	30	1	1	5	1	0	0	0	1	0	0	3,536
	300	165	85	4	4	5	5	9	40	15	9	18	19	4,372
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	742
	161	207	116	146	152	122	152	126	91	129	136	126	69	2,669
	558	456	231	151	157	132	158	135	131	144	146	144	88	11,319

* ODP：Orderly Departure Program (「合法出国計画」) 定住したベトナム難民の本国に在留する親族の合法的呼び寄せ計画にて来日した者。



難民支援事業

難民支援事業の概況 — 2019年を振り返って —

3 難民認定申請者に対する援助事業

法務省によれば、2018年の難民認定申請者数は10,493人でした。難民認定申請者の国籍は74か国にわたり、ネパール、スリランカ、カンボジア、フィリピン、パキスタンといったアジア諸国からの申請者が多いようです。

難民事業本部では、難民認定申請中でかつ生活に困窮していると認められた方に対して、保護費（生活費、医療費、住居費）を支給しており、また、宿泊場所がない人へ緊急宿泊施設を提供しています。保護費は真に生活に困窮している人に支給されるものですので、厳正かつ公正に業務を実施しつつ、保護費を迅速に支給できるように努めていきたいと考えています。

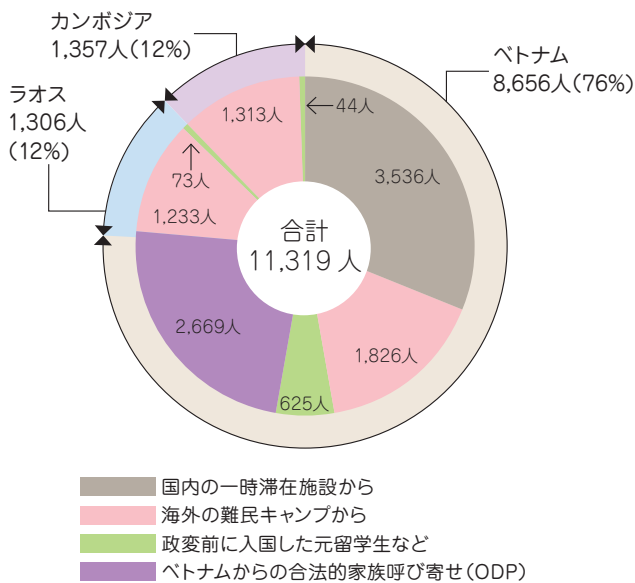
4 おわりに

難民や避難民を巡る問題は、国連の「難民に関するグローバル・コンパクト」の採択や、第三国定住難民の受入れ拡大の決定に伴い、今年も国内外の耳目を集めました。

かかる問題の解決に寄与すべく、難民事業本部としても微力ながらも、これまで40年間政府から委託され実施してきた難民事業の知見・経験を活かしながら、日本にきた難民の方々に「日本に定住して良かった」と思っただけのよう、心のこもった支援を続けていく所存です。

●インドシナ難民定住許可数

(2005年12月31日をもって受入れ終了) (出典：法務省資料)



●インドシナ難民等の定住状況

(2019年3月31日現在 難民事業本部調べ)

(人)

都道府県	居住数	都道府県	居住数	都道府県	居住数
北海道	3	福井	2	広島	62
青森	1	山梨	40	山口	6
岩手	1	長野	3	鳥取	1
宮城	8	岐阜	4	愛媛	8
山形	1	静岡	478	福岡	14
福島	18	愛知	67	長崎	25
茨城	97	三重	7	熊本	3
栃木	196	滋賀	57	大分	2
群馬	527	京都	12	宮崎	18
埼玉	1,194	大阪	490	鹿児島	1
千葉	319	兵庫	1,550	沖縄	5
東京	953	奈良	14	全国合計	9,836
神奈川	3,598	和歌山	15		
新潟	25	岡山	11		



2019年 難民支援事業報告

難民事業本部は、本部事務所、関西支部及びRHQ支援センターで構成されており、本部事務所は東日本地区の業務を、関西支部は西日本地区の業務を担当しています。また、RHQ支援センターでは、難民が日本社会で自立・定住していくための定住支援プログラムを実施しています。

1 定住支援事業

①定住支援プログラム

施設

定住支援プログラムは、RHQ支援センターにて行われています。RHQ支援センターは、条約難民とその家族並びに第三国定住難民を対象にした通所式定住支援施設で、2006年4月に東京都内に開所しました。

入所対象者

- ①法務大臣から難民として認定された人とその家族（※1）。ただし、今までに国際救援センターやRHQ支援センター等で定住支援プログラムを受けた人は除きます。
（※1 家族とは、認定された難民の配偶者や親、未婚の子どもで、日本での在留資格がある外国人です。）
- ②日本政府が第三国定住により難民として受け入れた人。

定住支援プログラム内容

難民及びその家族が日本社会で自立した生活を営むために必要な日本語力を身につけることを目的とした日本語教育と、日本の社会制度や生活習慣・文化・保健衛生等に関する生活ガイダンス（社会生活適応指導）、また希望者には就職先や職場適応訓練のあっせんを実施しています。

自宅からRHQ支援センターへの通所が困難な入所者

には宿泊施設を無料で提供しています（ただし、半年コース在籍者に限ります。入居期間は180日以内）。また、入所者の乳幼児を、受講中センター内の保育室にて預かります。

日本語教育では、自立した生活を送る上で基礎となる日本語を習得できるよう指導しています。日々の生活に直結する実践的内容とし、机上の講義に加え、体験を伴う反復学習を重視したカリキュラムを編成しています。

生活ガイダンスでは、日本の生活に必要なルール、公共交通機関の利用方法、お金の使用と管理の仕方、防災や緊急時の対応方法、日本の法律や社会保障制度、税金、健康管理などを学習しています。

他にも、同国人コミュニティーと交流する機会を設けたり、町会との交流会で日本文化を体験したりと、在日外国人の方々や地域の方々の厚いご協力の下でプログラムを実施しており、難民が日本で自立した生活をしていく上での一助となっています。

コース案内

572 授業時間（1 授業時間 = 45 分）の日本語教育と 120 授業時間（1 授業時間 = 45 分）の生活ガイダンスの計 692 授業時間のコースです。

*条約難民とその家族のコースは半年コース（前期／後期）か1年コースを選べます。半年コースは原則月～金の毎日 9:30～15:50、1年コースは月～金の毎日 18:30～20:55 です。

*第三国定住難民コースは、月～金 9:30～15:50、土 9:30～12:10 の半年コースです。



日本語の授業風景

RHQ 支援センターの実績

RHQ 支援センター 入退所者数 (2019年3月現在)

年度	'06	'07	'08	'09	'10	'11	'12	'13	'14	'15	'16	'17	'18	計	合計
入所者 (※1)	条約難民	19	25	31	29	28	29	17	15	11	17	12	18	279	453
	第三国定住難民	—	—	—	—	27	18	0	18	23	19	18	29	22	
内 日本語 受講者	条約難民	17	21	27	24	24	26	21	17	14	11	14	10	238	377
	第三国定住難民	—	—	—	—	22	13	0	15	17	16	15	16	139	

(※1) 乳幼児を含む

相談事業

RHQ 支援センター入所者から、日本での生活や日本語学習、仕事に関するさまざまな相談を受け、専門の相談員がアドバイスなどを行っています。また、保健師・精神衛生カウンセラーが入所者からのさまざまな相談を受け、健康維持に努めています。

生活指導

職員が宿泊施設入居者の各家庭を訪問するなどし、ゴミ出しや生活マナーなど生活全般にかかる指導を行います。



生活ガイダンス



職場見学

(人)

年度	'06	'07	'08	'09	'10	'11	'12	'13	'14	'15	'16	'17	'18	計	合計	
退所者	条約難民	19	25	31	29	28	29	17	15	11	17	12	18	279	453	
	第三国定住難民	—	—	—	—	27	18	0	18	23	19	18	29	22		174
内 就職者 (※2)	条約難民	6 (9)	7 (8)	6 (11)	10 (13)	8 (10)	3 (6)	6 (10)	8 (9)	10 (12)	6 (7)	8 (8)	4 (5)	4	86	177
	第三国定住難民	—	—	—	—	10 (10)	8 (8)	0 (0)	9 (9)	12 (12)	12 (12)	14 (14)	15 (15)	11	91	

(※2) センター斡旋による。なお()内は就職希望者数。

各種援助金の支給

入所期間中、入所者に支給される生活援助費 (2019年4月現在)

生活援助費	生活費	12才から 1日 1,600円* 11才まで 1日 800円* (1年コースは上記の半額を支給)
	通学手当	実費を支給
	医療費	必要に応じてセンター長が 指定した病院に支払った治療費
	定住手当 (プログラム修了時の一時金)	16才から 1人 156,900円 15才まで 1人 78,450円

コース修了時の就職促進のための援助金 (2019年4月現在)

就職促進のための援助金	訓練受講援助費 (訓練生である難民に支給) 期間: 6カ月以内	基本手当 1日 3,530円~ 4,310円 (訓練生の居住地域等による) 受講手当 1日 500円 通所手当 実費
	職場適応訓練費 ①一般指導分: 訓練を実施する事業主への委託金 ②特別指導分: 上記に加えて、第三国定住難民2人以上のグループで訓練を実施した事業主への委託金	①月額(21日以上の実施) 25,000円 ②月額(8日以上の実施) 25,000円
	雇用開発助成援助費 (第三国定住難民を雇用した事業主に対する賃金助成) 期間: 1年間	賃金(賞与等を除く)の $\frac{1}{3}$ (大企業の場合は $\frac{1}{4}$)
	広域求職活動援助費	規定による運賃額及び宿泊料
	職場体験講習費 (講習を実施する事業主への委託費)	月額(21日以上の実施) 25,000円
	移転援助費	●規定による運賃額 ●着後手当 { 単身 12,700円 家族 25,400円 ●移転料 { 単身 31,000円~ 94,000円 (距離による) 家族 62,000円~ 188,000円

〈注〉雇用開発助成援助費と職場適応訓練関係費は重複して支給されません。

〈注〉移転援助費は、宿泊施設入居者に限ります。

②定住後の支援

難民生活相談

日本に定住した難民のほとんどは仕事に就くなど日本の社会で安定した生活を営んでいますが、一部には日本の生活になじめずにいる人もいます。また、本国や在日大使館から保護を受けられず、出生証明書等の書類が入手できないなど難民特有の問題も存在します。

難民事業本部では、在留資格、保険、税金などの行政手続きの支援や、医療、住居などの生活に関わる問題に対処するため、東京と神戸の事務所に難民相談員が常駐する相談窓口を設置するとともに、特に難民が多数居住している地域においては、自治体等と協力して出張型相談窓口を5か所設置しています。相談窓口には難民の事情に詳しく経験豊富な相談員に加え、難民出身の一世及び二世の通訳者を配置し難民が相談しやすい環境を整えており、難民が集住している地域においては地域相談会も開催するなど、地域の特性に合わせた対応に努めています。

教育訓練援助金

難民定住者及びその家族が小・中・高校や大学などへ入学、進学した場合、次のような援助金（一時金）を支給しています。また、技能資格の取得や日本語教育に対する援助も行っています。

名称	趣旨	対象者	金額	
教育訓練援助金	第1種	大学（短大を含む）及び大学院に入学した者への学資援助金	大学（短大）及び大学院生 ＜勤労学生に限る＞	10万円
	第2種	高校に入学した者への学資援助金	高校生	5万円
	第3種	専修学校及び各種学校等（日本語教育等）に入学した者への学資援助金	専修学校及び各種学校等生徒	5万円
	第4種	雇用した難民に雇用主が行う技能資格取得、日本語教育等の訓練に対する援助金	雇用主	訓練1回4千円
	第5種	小学校、中学校に入学した者への学資援助金	小学生 中学生	小学生 2万円 中学生 3万円

難民相談年間集計

(2018年4月～2019年3月)

分類	相談内容	合計(回)	分類	相談内容	合計(回)
1. 職業	求職	134	5. 医療	病気・怪我	450
	就職	74		医療費	86
	職・退職	62		精神障害	192
	職場の問題	53		身体障害	9
	訓練／センター入所	14		健康介護保険	73
	労働災害	5		薬物アル中	17
	雇用保険	8		予防接種	37
	免許・資格	10		医療／他	745
	職業／他	517		医療／小計	1,609
	職業／小計	877		6. 事故・犯罪・その他	交通事故
	2. 家族・生活	結婚	263		災害・障害
妊娠・出産		165	犯罪・裁判		13
離婚		57	事故／他		2
死亡		46	事故犯罪 小計		79
保育・児童相談		443	7. 国籍・入管	帰化	543
年金・老人		174		永住申請	186
生活保護		157		在留手続き	270
税金		143		家族呼寄せ	175
親子問題		78		移住・帰国・送還	22
コミュニティー活動		72		外国人登録	2
生活／他	2,151	難民申請・異議		47	
家族生活 小計	3,749	仮放免		86	
3. 教育	転入学	83		入管／他	148
	進学	70		国籍入管 小計	1,479
	奨学金・援助金	155	8. 難民申請者保護費	措置照会	5,735
	日本語	544		調査、面接	3,323
	機材・教材	1		支給、領収	2,249
	学校生活	446		ESFRA	67
	教育／他	582		連絡人	164
	教育／小計	1,881		保護費／他	4,390
4. 住宅	公営住宅	95		保護費／小計	15,928
	民間住宅	180		9. 情報提供	職業
	住宅トラブル	26	家庭生活		153
	住宅／他	271	教育		17
	住宅／小計	572	住宅		0
			医療、健康		106
		事故犯罪	5		
		入管・在留資格	13		
		難民認定申請者保護措置	2		
		海外の難民	1		
		国内の難民	2		
		RHQの活動	10		
		ボランティア活動	0		
		NGO情報	4		
		情報／他	1,628		
		情報／小計	1,984		
		10. その他	その他	8	
			その他 小計	8	
		合計	合計	28,166	

第三国定住難民に対する定住先における支援

なお、第三国定住難民に対しては、定住支援施設での6か月間の定住支援プログラムを修了した後に、定住先地域において自立に向けた基盤を形成するために、以下のような支援を行っています。

・地域定住支援員による支援

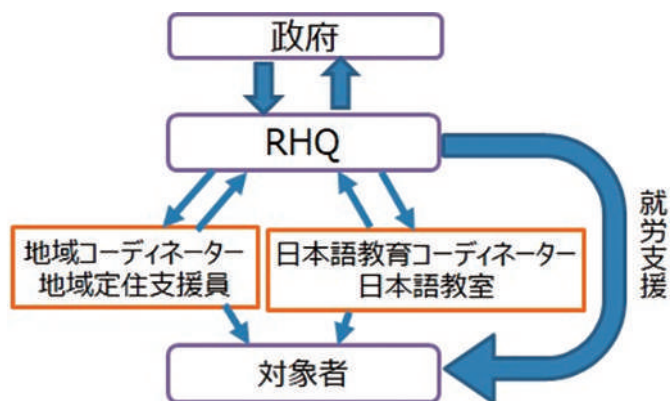
定住先地域に地域定住支援員（個人もしくは団体）を配置し、積極的な日常生活支援を行っています。また、支援員は地域関係者と第三国定住難民とのネットワーク構築や、難民理解のための情報提供など、難民家族が地域社会から円滑に支援を受けられるようになるための様々な取り組みも行っていきます。

・就労支援

定住支援施設での定住支援プログラム修了後、6か月間定住先地域の受け入れ事業所において、職場適応訓練を実施し、訓練受講援助費などの各種手当を支給するほか、定期的に職業相談員による助言・指導等を行っています。

・日本語教育支援（11ページを参照）

2017年から定住先を首都圏以外の地域とする地方展開が進められていることから、難民事業本部では図1のとおり定住先地域の専門家に委託（委嘱）して日本語教育や生活支援を実施しています。



また、令和元年6月28日に一部改正された難民対策連絡調整会議決定により、日本語教育および地域定住支援員による支援は、5年程度継続することを基本とする方針が示されたため、日常生活支援や日本語教育支援を限られた期間内で効率的かつ効果的に行うために、支援の基準となる各種指標を設けるなど、よりよい支援の在り方を探求しながら支援を実施しています。

生活ハンドブック・医療用語集

難民定住者が生活する上で困ったことや分からないことがあったときのため、カンボジア語版、ラオス語版、ベトナム語版、英語版、ミャンマー語版、カレン語版、アラビア語版の「生活ハンドブック」を発行しています。内容は、くらし、教育・病気、事故、災害、しごと、税金、年金、法的手続きに関することです。

また、医療に関するさまざまな場面を想定して、カンボジア語版、ラオス語版、ベトナム語版、英語版、ミャンマー語版、ペルシャ語版、カレン語版、アラビア語版の「医療用語集」を発行しています。医療用語集は、日本語と外国語を照らし合わせることができるように編集されています。

生活ハンドブックと医療用語集は、難民定住者・関係者に無料で配布しています。



インドシナ難民のための各種証明書

定住経歴証明書の発給

インドシナ難民定住者が、結婚や帰化などをする際、必要な証明を母国や在日大使館から受けることは困難です。そのため、難民事業本部では、希望者に定住経歴証明書を発行しています。

この証明書には、インドシナ難民として法務大臣から定住許可を受けた者であることや、入国日、定住促進施設への入所経歴などが記載されています。日本語と英語で併記し、海外での使用にも対応しています。

難民身分証明書の発給

インドシナ難民定住者が、就職を希望する際、また、公営住宅の申し込みをする際などに、インドシナ難民であることの確認を求められることがあります。

インドシナ難民は閣議了解に基づき法務大臣から定住許可を受けており、ほとんどが個別に難民認定を受けていないため、官公庁から難民としての身分を証明する文書の発給を受けていません。そこで難民事業本部は、インドシナ難民としての身分が分かるように身分証明書を発行し、説明文を添付して交付しています。

職業相談・紹介

厚生労働省より無料職業紹介所としての認可を受け、難民およびその家族に特化した職業相談・就職あっせんに応じています。難民等を対象とした求人も、無料で企業より直接受け付けています。

RHQ 支援センターと、関西支部にそれぞれ職業相談員を配置し、就職を希望するセンター入所者の就職先、職場適応訓練先のあっせんのほか、地域で自立して生活する難民定住者の就職あっせんや、就職後のフォローについても、ハローワーク等の関係機関と連携しながら行っています。

また、ボランティア団体等との協力のもと、必要に応じハローワーク等への通訳派遣を行っています。

雇用促進事業

難民等の雇用環境の充実に目的に、ハローワークをはじめ、企業や自治体などの関係機関との情報交換のため、雇用促進会議を開催しています。また、難民等の雇用について理解を得るためのポスターやリーフレットを作成し、啓発と求人開拓に努めています。難民が働き始めたあとは、職場を訪問し、就労に関する課題を把握するとともに、職場定着のための助言を行っています。

その他、難民等の雇用に理解のある企業や、職業人として実績をあげ職場の同僚から敬愛されている模範的な難民の表彰も行っています。

身分証明書		No.
見 本	入 所 日 :	年 月 日
	出 身 :	
	氏 名 :	
	生 年 月 日 :	年 月 日
上記の者は、閣議了解に基づき日本に定住許可されたインドシナ難民です。		
公益財団法人アジア福祉教育財団 難民事業本部 発行 〒106-0047 東京都港区南麻布5-1-27 TEL 03-3449-7011(代表)		

<ul style="list-style-type: none"> ◇ 身分証明書所持人は、閣議了解に基づきインドシナ難民として日本に定住を許可されていますので、難民条約に基づく認定制度による難民認定証明書を交付されていません。 ◇ 身分証明書所持人は、日本人と同様に就労、社会保険の加入、公営住宅への入居ができます。 	見 本
注意	
<ol style="list-style-type: none"> 1. この証明書を他の人に貸したり、あげることはできません。 2. この証明書の書いてある内容を変えることはできません。 3. この証明書をなくしたときは、すぐに本部事務所に届けてください。 	

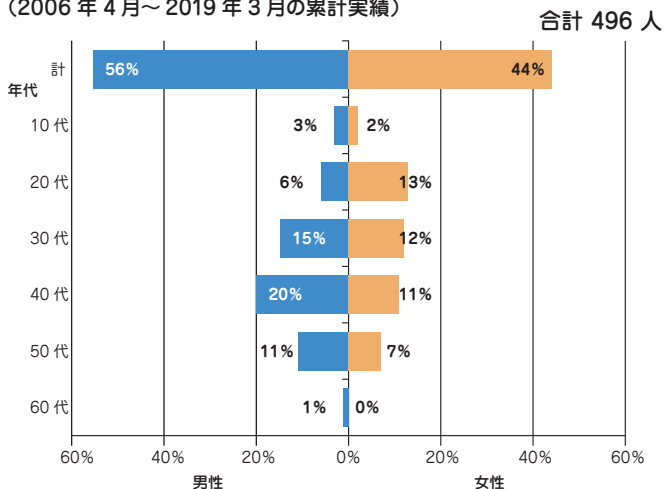
〈注〉第三国定住難民であることの証明書の交付
第三国定住難民の方の婚姻・帰化等の手続きのため、2014年1月24日付け難民対策連絡調整会議決定(2017年6月30日付け改正)に基づき「第三国定住難民であることの証明書」及び「第三国定住難民の子であることの証明書」を法務省が交付しています。これらの証明書の交付を希望する方は法務省にお問合せいただくか、難民事業本部まで御相談下さい。



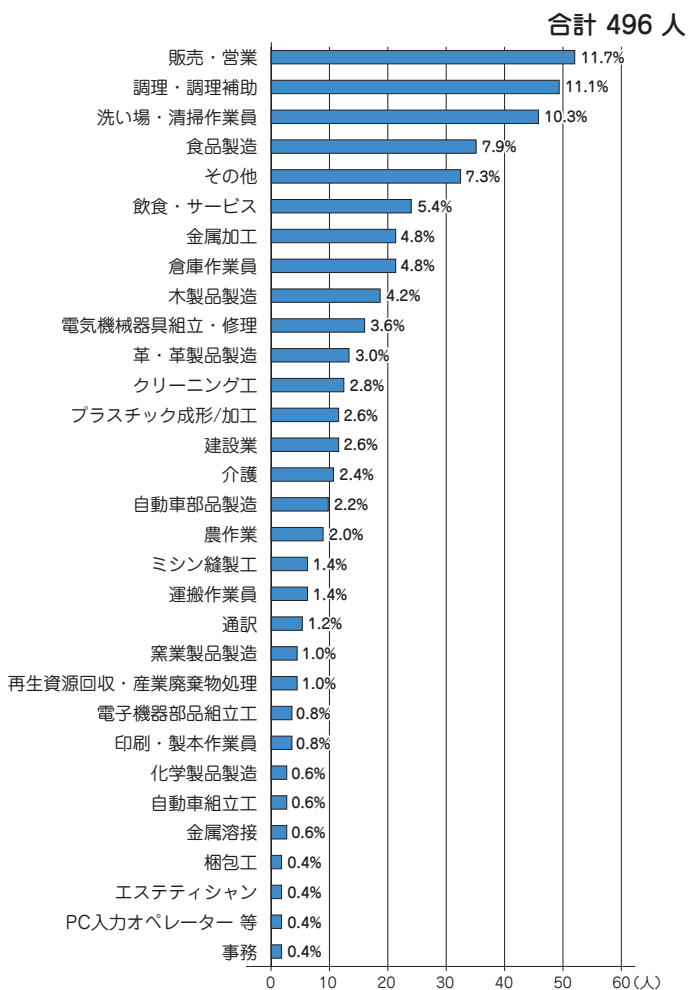
難民支援事業

難民支援事業報告

日本定住難民等の年齢・性別就職状況 (2006年4月～2019年3月の累計実績)



日本定住難民等の業種別就職状況 (過去10年間累計)



日本語教育相談

RHQ 支援センターと関西支部にそれぞれ日本語教育相談員を配置し、難民定住者や日本語ボランティアをはじめ、学校、地方公共団体、事業所等からの問い合わせや相談に応じ、必要な日本語学習の情報提供や専門的な指導・助言を行っています。

[寄せられている相談の例]

- ・日本語を勉強したいが、どんな教材を使ったらよいか
- ・ボランティアの日本語教室に通いたいので紹介してほしい
- ・日本語能力試験などを受けるにはどうしたらよいか
- ・日本の学校などに進学したいが、どうしたら実現できるか など

日本語教育相談 (2018年度)

相談内容	件数
就/進学・奨学金	1,210
教室紹介	507
日本語学習法	351
教材	280
日本語指導	152
日本語教室運営	10
その他	158
合計	2,733

日本語学習教材の援助

難民定住者の日本語習得を支援するため、難民事業本部が開発した教材等を難民定住者や日本語教育ボランティア団体などに無償で提供しています。対象としている教材や申請の方法は「日本語教材ガイドブック」や難民事業本部ホームページで紹介しています。また、2012年度文化庁委託費により第三国定住難民に対する日本語教育に使用した「生活のための日本語」学習教材が文化庁ホームページにて公開されています。



定住後の第三国定住難民の 日本語能力及び日本語使用状況調査

RHQ 支援センターを退所した第三国定住難民の日本語能力や日本語学習状況などについて、半年ごとに定期的な調査を行っています。調査結果は難民本人へ伝え、日本語学習についてのアドバイスを行うとともに、地方公共団体を通じて定住先での日本語教育支援に活用していただいています。

定住後の第三国定住難民に対する日本語教育支援

RHQ 支援センターを退所した第三国定住難民が、地域で継続して日本語を学べるよう、定住先の地方公共団体や学校等の関係機関と連携しながら、定住先地域での日本語教育の支援を行っています。

[取り組み例]

- ・ 週1回の大人・子ども別の日本語教室
- ・ 日本語教育コーディネーターの配置
- ・ 日本語指導者への研修の実施
- ・ 日本語指導者の配置
- ・ 難民事業本部オリジナル教材の提供
- ・ 日本語教室における託児支援の実施など

2 難民認定申請者に対する援助事業

難民認定申請を行っている人のうち、難民事業本部の調査に基づいて、生活困窮者と認められる人に対して、1995年度から保護費（生活費・住居費・医療費）の支給を行っています。2003年12月からは宿泊場所がない人への（難民認定申請者緊急宿泊施設）の提供、生活のアドバイスをしています。

3 広報・啓発活動

難民問題の専門家及びボランティアを育成し、また、難民支援分野での NGO との連携を進めるため、難民問題に関するセミナーなどを開催しています。さらに、難民理解のための教材なども開発しています。



グローバルフェスタ JAPAN2019 にブース出展（東京）



「第15回多文化共生のための国際理解教育・開発教育セミナー」を開催（兵庫）



STAFF
REPORT

1

RHQセンターで学ぶ難民

RHQ支援センターでは、難民定住者らに対して、日本語教育・生活ガイダンス・就職あっせんからなる「定住支援プログラム」を提供しています。2019年のRHQ支援センターでの様子を一部ご紹介します。

32期生児童の学校体験

1月25日から2月8日まで、第32期生（第三国定住難民第9陣）の子どもクラスに在籍する児童3人が、4週間の学校体験を行いました。

この学校体験は、難民の児童が日本の学校に慣れ、定住先の小学校に編入学した際に早く馴染めるよう、RHQ支援センターの近隣の小学校の協力を得て受け入れていただいているものです。

学校体験には、4年生、2年生、1年生の児童が参加しました。体験初日は朝礼で全校生徒を前に、一人ずつ大きな声で名前と学年を言い、「ミャンマー人です。よろしくをお願いします」と元気に挨拶をしました。

その後、各学年の教室に分けられ、席に着くと、さすがに初日は緊張した面持ちで過ごしましたが、2日目、3日目と進むにつれ国語、算数、体育、音楽、図工、社会の授業を経験し、学校生活にも慣れていきました。1週間が過ぎる頃には、一人で翌日の時間割に合わせて教科書、ノートの用意ができるようになりました。学校が終わると、毎日、その日に出された漢字の書き取りや算数の問題プリントの宿題をしながら、センター職員に友達と休み時間に鬼ごっこをしたこと、教科書の漢字にふりがなを振ってくれたことなど、嬉しそうに話してくれました。

体験期間中は、毎日の宿題はもちろんのこと、学年によっては音楽で使う鍵盤ハーモニカの練習を一生懸命に取り組みました。漢字の書き取りが好きになって、まず初めに漢字の練習をする児童もいました。体験し

た児童からは、「クラスメイトと日本語で話ができ、楽しい学校生活だった」という声もありました。こういう感想が出るようになったことが学校体験の一番の収穫でした。

両親にとっても、子どもに教育を受けさせることがどのようなことかを具体的に知る機会となりました。この貴重な体験を、これから定住先で通学する小学校でも活かして行ってほしいと願っています。



(RHQ支援センター職員)

33期生が3R（リサイクル、リデュース、リユース）を学ぶ

6月13日、7月2日に33期生（前期半年コース）7人と夜間通年コース3人が、生活ガイダンス「暮らしと環境」の一環で新宿区立新宿リサイクル活動センターを訪れ、体験型の学習を通じて、リサイクル等の基礎知識を学習しました。

見学では、不用品の委託販売、資源ごみの回収の現場や施設で使用している様々なエコロジーステムを見学したり、クイズ形式でゴミ資源の分別を実際に体験してみたりとリサイクルについて理解を深めました。

1L牛乳パック6枚でトイレットペーパーが1巻作られたり、ペットボトルが再生されてフリース衣類に



なったり、アルミ缶は原料から製造するよりも再生利用したものが格段に安いコストで製造できることを知り、地域で行われている資源ごみの回収活動に興味を持ったようです。

リサイクルは、一人ひとりが意識を持つことですぐにでも家庭で実践できることが多く、日ごろの心がけが大きな成果を生み出すと知って、学習を終えた入所者は口々に「母国ではこんなにリサイクルは発達していない」「日本のリサイクルを世界にもっとアピールしてほしい」「明日からごみの分別と資源ごみの回収が気になる」など分別と資源回収をすぐに生活に生かしたいと述べていました。



(RHQ支援センター職員)

33期生の学習発表会と修了式

9月12日、33期生（前期半年コース）の7人が日本語クラス活動として学習発表会を開催しました。見学に来た政府関係者や地元関係者の前で、これまでの学習成果として日本語スピーチやクイズ、詩の朗読、歌などを披露しました。

スピーチでは、自分の人生を題材にしたものが多く、日本に来るまでの自分と日本に来てからの自分を比較したものやこれからの人生計画などを、写真を使ったり、表現豊かなジェスチャーを交えたりして発

表しました。かつて様々な苦労を経験したこと、今では日本で幸せな生活を送っていること、入所者の話を聞いていくうちに見学者が涙をぬぐう場面もありました。

母国の紹介を兼ねたクイズコーナーもあり、国旗や国の広さ、山の高さや珍しい動物に関する問題に、珍回答も飛び出し会場は大いに盛り上がりました。

歌は、全員で声を揃えて「世界に一つだけの花」「上を向いて歩こう」を合唱しました。詩の朗読では、「生きる」をアレンジして、自分のオリジナルの「生きる」を披露しました。『いま生きているということ、それは家にただいまと言って帰ること、家族がお帰りなさいと言って迎えてくれること』『いま生きているということ、それは日本に住んでいるということ、日本語の学校に通っているということ』、それぞれにとっての生きている実感を詩に込めて発表しました。

このプログラム中に身に付けた日本語力を十分に発揮できた発表会となりました。

9月20日、33期生（前期半年コース）7人と保育児童3人が修了式を迎えました。式典は、難民事業本部企画調整課長の挨拶に始まり、日本語教育参与のお祝いの言葉へと続きました。施設長から修了の証として、修了生に対して修了証書の授与が行われ、また、保育児童には、毎日元気に保育室に通った証として保育士





手作りのメダルが首にかけられました。

来賓の外務省、出入国在留管理庁、厚生労働省、文化庁、UNHCR、地元町会、祝辞をくださった内閣官房から、このセンターで身に付けた日本語や知識を活かして、更に日本社会に馴染んでいてもらいたい、まずは自分で努力してみて、それでも困ったことがあれば、いつでもセンターに相談してくださいなど、修了生に励ましのメッセージが贈られました。

最後に、修了生一人ひとりから答辞として一言スピーチがありました。

「5年後に日本語能力試験N1を目指したい」「将来は日本語の通訳になりたい」「輸入の仕事がしたい」「大学で勉強したい」など、日本語が出来るようになったことの喜びと将来の夢が込められたスピーチがありました。

この定住支援プログラムで学んだことが、日本の生活に役立ち、また、夢の実現に少しでも役立てればとRHQ支援センター職員一同願っています。



(RHQ支援センター職員)

34期生、35期生の合同開講式

10月4日、34期生(第三国定住難民第10陣)、35期生(条約難民後期半年コース)の合同開講式を開催しました。

条約難民コースは中東地域出身者4人、第三国定住難民コースは一時滞在先のマレーシアから来日したミャンマー難民6世帯20人を入所者として迎えました。

2コース合同で行われた開講式には、内閣官房をはじめ外務省、厚生労働省、文化庁、出入国在留管理庁、UNHCR駐日事務所、IOM駐日事務所、地元自治体、地元町会からもご列席いただき、温かい歓迎の言葉と励ましの言葉をかけていただきました。「日本語をしっかり勉強してください」、「日本人の友達を作ってください」、「一日でも早く安定して生活が送れるよう願っています」など早く日本の生活に慣れて、安定した生活を送ってほしいという期待が込められた言葉をいただきました。

大勢の参列者に少し緊張した面持ちで式に臨んだ入所者は、一人ひとり、日本語で自分の名前を述べた後、「どうぞよろしくおねがいします」などと挨拶をしました。

コース開始後は条約難民と第三国定住難民の合同クラスで学習することになります。出身国、民族、言語、来日に至った背景も様々ですが、日本で暮らしていくという点では同じです。入所者全員が約半年間のプログラムを通して、日本語を身に付けることの重要性、日本の生活習慣や社会制度の知識を得る必要性を理解し、一日も早く自信をもって日本で生活していくことができるようになるように、RHQ支援センターは地域関係者と協力しながら計画的にサポートしていきます。



(RHQ支援センター職員)



定住地で暮らす第三国定住難民

RHQ支援センターで定住支援プログラムを修了し、定住地で暮らす第三国定住難民の皆さんの地域での様子を紹介します。

第三国定住第9陣 定住地での生活開始

第三国定住制度により日本政府が受け入れ、2018年9月に一時滞在先のマレーシアから来日したミャンマー難民5世帯22人は、RHQ支援センターにおいて、約半年間の定住支援プログラムを終了し、2019年3月中旬、定住先の神戸市に転居し、生活を開始しました。

既に、4月からの就労先や子どもの保育所、小学校への編入も決まっており、当面は難民事業本部が配属した地域定住支援員による支援を受けながら、地域の一員として、新生活に慣れていくこととなります。



これから住む住居の引っ越し荷物の整理が終わった難民の一人は、「住居も学校も保育所も準備してもらった。4月から頑張って働いて、自分たちの力で生活していきたい。子どもは学校に行くことができるのでうれしいと言っている。自分たちを受け入れてくれた神戸市と日本国民に感謝を伝えたい。」と話していました。

(RHQ支援センター職員)

料理を通じた地域交流

6月29日に、第三国定住難民第5・6・7陣が定住する地域で、地元NPO法人の国際交流活動のひとつとして「ミャンマー文化を味わおう」というイベントが開催されました。2016年から毎年恒例となり、今年で開催4回目になります。

今回は第三国定住難民の有志6人が腕によりをかけたミャンマー料理を振る舞いました。

当日は小雨が降る中での開催となりましたが、60人以上の来場者があり、地域子ども達や職場の上司、日本語教室の先生達と一緒に料理を味わい、楽しい時間を過ごしました。テーブルには、食欲をそそる様々なミャンマーの伝統料理が並び、来場者へ作り方や材料を日本語で説明する様子が見られました。そして今回は、地域住民の方々もが、ちらし寿司やコロケ、切り干し大根を用意してくださり、第三国定住難民の参加者も日本の家庭の味に舌鼓を打ちました。ミャンマー料理と日本料理が彩り美しくテーブルに並べられ、料理を通じて自然と会話が弾みました。

また、会場には第三国定住難民の参加者が持参したミャンマーの民族衣装を試着するブースが設けられました。来場者は色鮮やかな民族衣装を着て、笑顔で記念撮影をしました。





2015年3月に第三国定住難民第5陣がこの地域で生活を始めてから、今年で5年目になります。イベントの様子から、難民家族が生活の様々な場で地域住民の方々と、親交を深めている様子がうかがえました。また、地域の住人の方からは、「普段よく地域で見かけていた人と直接お話しできて良かった。」という声もあり、文化交流を通じて、お互いを知る良い機会となりました。



(生活相談員)

STAFF REPORT

3

広報・イベント

日本に「難民」がいること、日本で難民を支援していることは、まだまだ理解が十分とは言えない状況です。難民事業本部は、日本における難民の定住支援への理解促進のため、又難民が特別な存在ではなく、隣人として受け入れられる社会になるように、積極的な広報・啓発活動を行っています。

スタディーツアー 2019 を開催

3月6日、7日に「日本の難民受入れ～多様な支援の在り方について考える～」と題したスタディーツアーを開催しました。

今回のスタディーツアーでは、難民支援に関する様々な関係先を訪問し、各支援の現状や職員のキャリアパスについての講義を受けながら、世界の難民支援が多様なアクターの参画を目指しているという流れの中で、参加者自身がどのように支援に関わることが出来るのか、支援現場のスタッフのキャリアパスや求められるスキルなど現場の声を聞きながら、多様な支援の在り方について共に考えるプログラムを実施しました。2日間を通じて、17人の社会人・学生にご参加い

ただき、中には遠方からお越しの参加者もあり、難民問題や日本の難民受入れに関心の高い方々にお集まり頂きました。

《訪問先》

- 1日目：国連難民高等弁務官（UNHCR）駐日事務所
外務省
難民事業本部
- 2日目：特定非営利活動法人 ADRA Japan（アドラ・ジャパン）
聖心女子大学

1日目は国連難民高等弁務官（UNHCR）駐日事務所で世界の難民の現状や2018年12月に国連で採択された難民のためのグローバルコンパクトについての最新の情報などをご説明いただいたほか、UNHCRの職員としてこれまでのキャリアパスについてもお話を伺いました。





次に、外務省を訪問し、日本における難民受入れ政策および第三国定住難民の受入れ拡大に向けて政府が行っている検討状況等について、お話を伺いました。

最後に、難民事業本部職員および日本語教育監督者が、RHQ支援センターで行っている定住支援プログラムや日本語教育、定住先でのアフターケアなどについてお話をしました。

2日目は、難民の出身地であるミャンマーで支援活動を行っているADRA JAPANを訪問し、ミャンマー情勢とミャンマーでの教育支援活動についてお話を伺いました。難民の故郷であるミャンマーがどのような状況にあるのか、どのような支援が必要とされているのかについて、お話を伺い、難民の背景について理解を深めることができました。

最後に、聖心女子大学多文化共生プラザにて、難民事業本部で各種支援を担当する職員から、キャリアパスや支援現場での気づき、やりがいと感ずることなどをお話をしました。

参加者からは「無料なのにここまでしっかりしたプログラムを組んでくださり本当に勉強になった」「難民の方々に対してそれぞれの団体が違うアプローチをしていて、それが補完的であり面白かった」「難民の方々の発表など、なかなか知らない事を知ることができたので良かった」「知識を持っているだけでなく使うためにはどうすれば良いか、そして行動力を鍛えるための方法について学ぶことが出来たのでとても満足した」といった声を頂きました。講義・訪問をお受けいただいた団体の皆様に心より御礼申し上げます。難民事業本部は、難民への支援の輪が広がっていくよう、今後も広報活動に努めて参ります。



(本部事務所職員)

ワークショップ難民2019を開催

難民事業本部関西支部は神戸YMCAとの共催で、難民問題を多くの方に知っていただくための参加型セミナー「ワークショップ難民2019」（6月19日、7月10日、24日の全3回）を開催しました。難民問題に関心のある高校生や大学生、社会人など、延べ55人の方にご参加いただきました。

第1回「難民とは」では、さまざまな原因で故郷を離れなくてはいけなくなった人々のケースを比較し、難民と国内避難民・移民・災害避難民等との相違点を話し合いました。難民の定義についての解説に続いて難民の多くが戦争や迫害等により故郷を追われた人々であること、難民の受入国の多くは開発途上国であり、受入国の負担が深刻な問題となっていること、について考えました。

第2回の「難民が目指す国」では、安全、人権、宗教、仕事、言葉等のカードを使い、「難民が目的地（ゴール）を考える際、どのような要素を優先するか」について考えました。また現在受入国となっている国々において、これらの優先要素がどれだけ満たされているのか比較検討し、それらの国々の「受入国としての適性」について話し合いました。

第3回は「難民を支援する」では、NGOの立場で援助計画を作成しました。家を追われ異国で暮らす難民の子どもたちの映像を見て、難民が困っていることは何か、どんな支援が必要かを考え、グループごとに



支援計画を作成し発表しました。

全3回のワークショップを終えて、難民問題に関心を持つ人々の世代の広がりを感じられるワークショップとなりました。参加者からは、「自分の知識の無さを痛感した。もっと学んで、深く考えられるようにしたい」、「知らないことが多くて、いい学習になった」、「参加型かつ話し合いの形式なので楽しみやすかった」、「難民支援の目的、優先順位について学べて良かった」、「他の人の考え方を聞けるのは面白かった」などの感想が寄せられました。

難民事業本部では今後も難民について考えていただけるよう、ワークショップやセミナーなど、難民理解のための様々な場を提供してまいります。

(関西支部職員)



国際理解教育・開発教育セミナー開催

8月5日(月)、6日(火)に「多文化共生のための国際理解教育・開発教育セミナー」を、JICA関西にて開催し、2日間で延べ287人の方々にご参加いただきました。

このセミナーは、平和、貧困、開発、人権、環境、難民などの地球的課題について学校の授業で取り上げてもらうために、教員を主な対象として、教育委員会(兵庫県、神戸市)と、国際協力団体であるJICA関西、(公財)神戸YMCA、(公財)PHD協会、難民事業本部の6団体が2004年から毎年共催しているものです。

基調講演では、名古屋外国語大学教授、多言語センターFACIL理事長の吉富志津代教授より、「地域の多様な子どもたちの学びあいー多文化共生社会をめざしてー」と題し、ご自身の経験を通して、外国にルーツを持つ子どもたちの現状と課題についてお話いただきました。学校だけでなく地域全体で子どもたちを支えること、また、日本語だけではなく、母語学習の体制をつくるのが子どもにとって利益になり、日本社会にとっても重要であるとの提言をいただきました。また、9つの分科会では、現職の教員、NGO職員、協力隊OV、専門家らがファシリテーターを務め、授業のヒントとなるように参加型学習の実践を紹介しました。





難民事業本部は、「難民になるということ」と題した分科会を担当し、どのような人を難民と呼ぶのか、なぜ難民になってしまうのか、もし自分が難民になったら何を持って逃げるのか、難民キャンプでの食事の量など生活はどのようなものなのか、難民が抱える問題や世界の難民状況についてワークショップを通して考えました。教員や学生も含め36人の方々に参加いただき、難民問題について関心を持っていただくよい機会となりました。

参加者からは「分かりやすい説明で非常に参考にな

りました。難民の受け入れ後の支援について、これからできることを探してみようと思いました」、「難民について深く知る機会となった。『開発教育』について生徒に周知させたいと思える内容だった」、「授業では難民についてソフトタッチでしか学んだことがなかったので新しい発見でした」等の感想をいただきました。

難民事業本部では、これからも教育現場で難民について考えていただけるよう、教員の皆様と連携してまいります。

(関西支部職員)



静岡ガールスカウト連盟に難民理解講座を実施

9月21日、御殿場市民交流センターふじざくらにて、静岡ガールスカウト会員約25人を前に、難民事業本部が難民理解講座を行いました。

今回の難民理解講座は、「知っていますか、難民のこと～日本の難民受入れと身近なことから出来ること～」をテーマに2部構成で実施しました。第1部では、約30分の講義とDVD視聴（タイトル：「なんみん故郷をはなれて」）を行いました。第1部の理解講座では、「日本の難民受入れと定住支援」と題し、難民の定義や世界中のどこで難民が発生しているのかを確認したのち、日本で難民として受け入れられてきたインドシナ難民、条約難民、第三国定住難民について、その受入れ経緯や法的制度について説明しました。

次に、「定住支援」では、難民事業本部が約40年間行ってきた難民への定住支援事業の内容をお話ししました。難民事業本部の定住支援の2本の柱は、定住支援プログラムとプログラム終了後のアフターケアです。「定住支援プログラム」は、日本で自立した生活を営む上で必要な日本語教育や就労あっせん等を提供するもの、「プログラム終了後のアフターケア」は、定住後も生活相談やコミュニティー支援などを行うものであることを紹介しました。

次に「なんみん故郷をはなれて」という映像を視聴しました。インドシナ難民として来日した後、日本で多くの苦労があった中で、自身の夢を叶えた人物へのインタビュー等を収録した映像で、日本に暮らす外国人の抱える悩みや日本への思いが語られています。

続いて、第2部では、「難民はどんなことに困っているかを想像し、自分たちに出来ることは何かを考える」をお題としてワークショップを実施しました。参加者からは、「難民たちは言葉に困ると思うから、ジェスチャー等で日本語を教えてあげる」「困っていたら

声をかけてあげる」「もし学校に難民がいたら、笑顔で接する」といった意見が上がりました。

参加者の皆さんからは、日本の難民受け入れ体制と難民事業本部が行っている定住支援について、「日本にいる難民の人数を知って驚いた」「難民を差別しないで日本人と同じように接したいと思った」「自分が外国に行ったら…という身近な気持ちで難民の人に寄り添うことが大切だと思った」「日本における難民の受入れについてのお話で新たな知識を得ることが出来た」「難民の方々が何に困っているか、自分たちに出来ることは何かを具体的に考える良い機会になった」といった感想をいただきました。





難民事業本部は、世界の難民問題や、日本での難民受入れと日本定住など、難民に関する様々なテーマで「難民理解講座」を行っております。授業や講演などをご希望される学校・団体の方は、企画調整課（03-3449-7012）までお問い合わせください。

グローバルフェスタ JAPAN2019 に出展

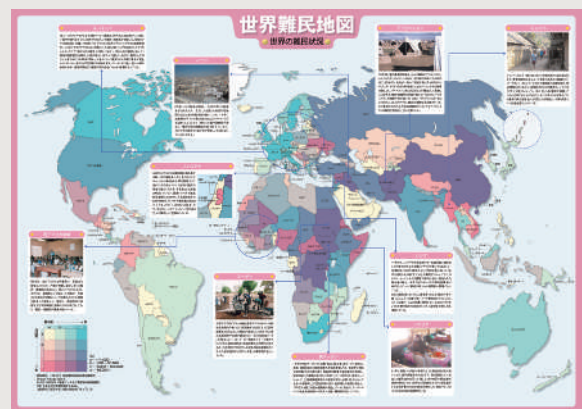
9月28日、29日にお台場センタープロムナードにて開催されたグローバルフェスタ JAPAN2019に出展しました。2日間共に天候に恵まれ、多くの皆様にご足をお運びいただき、沢山の方と日本に暮らす難民についてお話をすることができました。

テントブースでは、難民事業本部の活動紹介を行いました。日本の難民受け入れの歴史や、日本に暮らす

難民（インドシナ難民・条約難民・第三国定住難民）について紹介したパネル展示や、資料・パンフレット等の配布を通じて、来場された皆さまに日本に暮らす難民等への理解を深めて頂きました。学生の方や社会人の方など、約70人の方に訪れて頂き、「日本に難民がいることを知りました」「難民について知ることができ、とても関心を持つようになった」「とても丁寧に支援をしていると思った」といった感想を頂きました。

難民事業本部は、今後もより多くの方に難民問題に関心を持って頂き、身近な存在として難民を感じて頂けるよう、広報活動に取り組んで参ります。ご来場いただいた皆さま、有難うございました！

（本部事務所職員）



世界難民地図



難民理解のためのワークブック
「なんみん故郷をはなれて」

広報・イベントでは、難民事業本部が作成した各種資料を展示・配布しています。

財団の動き

2019年

月 日	事 項
3.11	RHQ支援センター第32期生（第三国定住難民・半年コース）修了式
3.12	第19回理事会を開催
3.12	第19回評議員会を開催
3.19	RHQ支援センター第31期生（後期半年コース）修了式
3.28	RHQ支援センター第30期生（夜間通年コース）修了式
4.3	RHQ支援センター第33期生（夜間通年コース、前期半年コース）開講式
4.10～4.17	インド、インドネシア、台湾、タイ、ベトナムの社会福祉関係者15名を招聘し研修を実施
5.22～5.29	カンボジア、ラオス、モンゴル、ミャンマー、スリランカの社会福祉関係者15名を招聘し研修を実施
6.11	第20回理事会を開催
6.11	第20回評議員会を開催
6.26	第21回評議員会を開催
9.20	RHQ支援センター第33期生（前期半年コース）修了式
10.4	RHQ支援センター第34期生（第三国定住難民・半年コース）開講式
10.4	RHQ支援センター第35期生（後期半年コース）開講式
10.20	第40回日本定住難民とのつどいを開催（於：新宿文化センター）
11.22	第21回理事会を開催
12.11	アジア福祉教育財団設立50周年・難民事業本部設置40周年 記念式典を開催（於：学士会館）

ご芳情とご支援

ご寄付、ご支援頂いた方々（敬称略）

(1) 金品

●財団本部		
2019年 4月	井 忠平	50,000 円
5月	八千代電設工業株式会社	1,000,000 円
6月	横浜国立大学奥野ゼミ有志一同	10,000 円
	藤原 正寛	100,000 円
9月	松井 精朗	200,000 円
	楠元 発祥	30,000 円
10月	中央自動車工業株式会社	300,000 円
11月	あかつきの村	10,000 円
12月	山本 寿賀子	30,000 円
	愛隣会	10,000 円
	合 計	1,740,000 円

(2019年12月現在)

ご寄付のお願い

アジア福祉教育財団では、日本に定住する難民の支援事業やアジア諸国の福祉関係者を日本に招聘する事業など、当財団が行っている公益目的事業を遂行するために、皆様からのご寄付を歓迎いたします。ご寄付いただける場合、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。その際、下記の公益目的事業1～3のどの事業へのご寄付であるかをお申し出頂くことが必要になりますので、予めご承知おきください。

- ・公益目的事業1（「日本定住難民とのつどい」の開催、各種人道支援活動への資金援助等）
- ・公益目的事業2（アジア諸国において社会福祉事業に従事する関係者の日本への招聘事業等）
- ・公益目的事業3（難民等の定住支援事業等）

なお、当財団は、「公益財団法人」の認定を受けており、当財団に対する寄付金には、税制上の優遇措置が適用されます。

【お問い合わせ先】

アジア福祉教育財団事務局

電話番号：03-3449-0222/E-mail: fweap@fweap.or.jp

(2) 物品

●財団本部

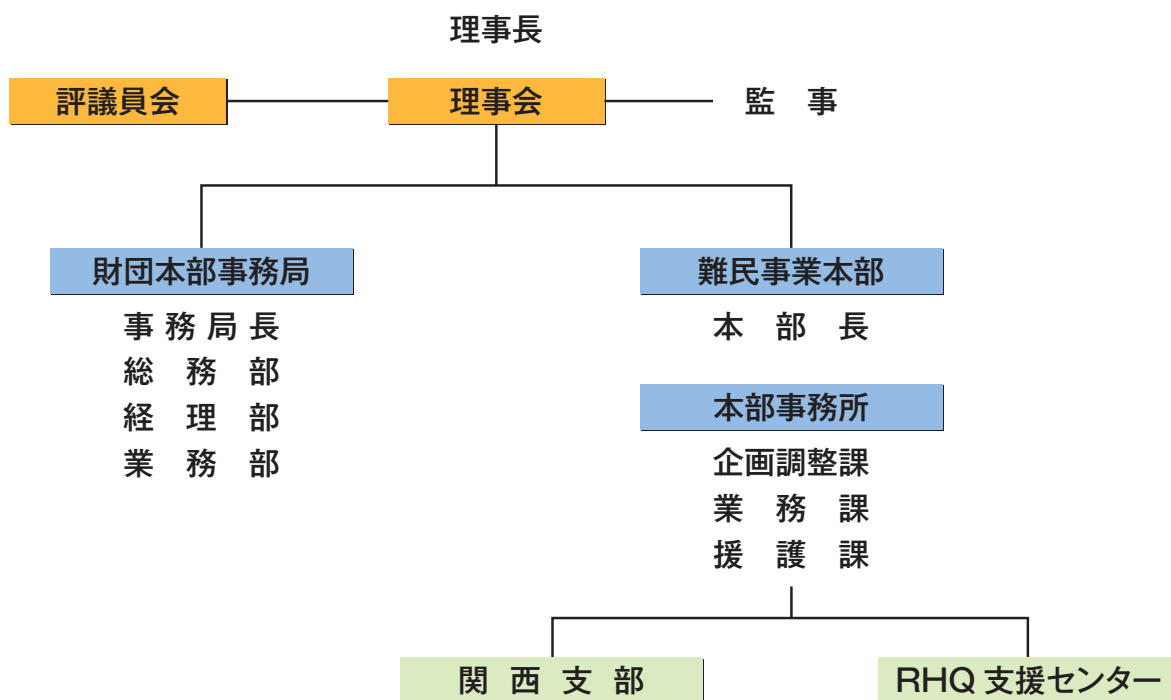
2019年10月ハウス食品グループより「第40回日本定住難民とのつどい」来場者のために「200Gフルーチェ イチゴNP」540個、「75Gとんがりコーン あっさり塩」500個、「100G だしの匠カレー」480個を賜りました。ありがとうございました。



ご支援をありがとうございました

公益財団法人アジア福祉教育財団 機構図

(2020年2月現在)



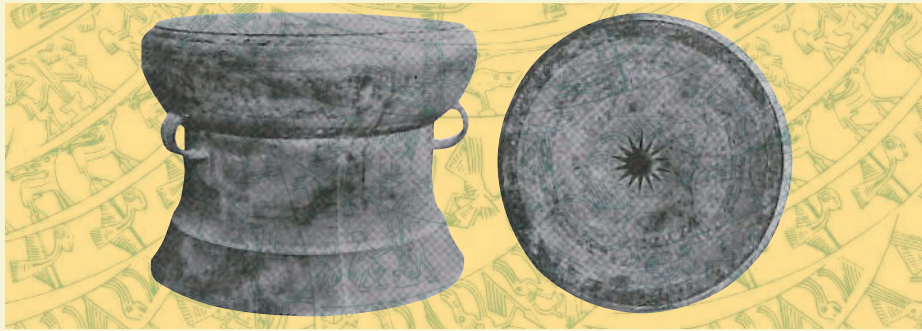
役員等名簿

理事長	藤原正寛 (東京大学名誉教授、元日本経済学会会長)
理事	佐藤禎一 (東京国立博物館名誉館長、日本学術振興会学術特別顧問、元ユネスコ代表部特命全権大使、元文部省事務次官)
〃	須田美矢子 (一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所特別顧問、元日本銀行政策委員会審議委員)
〃	藤崎一郎 (公益財団法人中曽根平和研究所理事長、元アメリカ合衆国駐劬大使)
〃	堀井巖 (参議院議員、元外務大臣政務官)
〃	吉川洋 (立正大学学長、東京大学名誉教授)
監事	松井義雄 (大崎電気工業株式会社相談役、元野村證券株式会社常務取締役)
評議員	大塚義治 (日本赤十字社社長、元厚生労働省事務次官)
〃	奥野信亮 (衆議院議員、元総務副大臣、元法務副大臣)
〃	尾辻秀久 (参議院議員、元参議院副議長、元厚生労働大臣)
〃	北岡伸一 (独立行政法人国際協力機構理事長、東京大学名誉教授)
〃	佐藤裕美 (法務省難民審査参与員、元モロッコ王国駐劬大使、元難民事業本部長)
〃	鈴木俊一 (自由民主党総務会長、前国務大臣 東京オリンピック・パラリンピック競技大会担当、元環境大臣)
〃	山東昭子 (参議院議長、元科学技術庁長官)
〃	嶋津昭 (公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会事務総長、元総務省事務次官)
顧問	中西宏明 (一般社団法人日本経済団体連合会会長、株式会社日立製作所取締役会長兼代表執行役)
〃	綿貫民輔 (前アジア福祉教育財団理事長、一般社団法人全国治水砂防協会会長、元衆議院議長、元建設大臣)

敬称略

以上、理事6名 監事1名 評議員8名

表紙イラストの説明



古代ベトナムの銅鼓の装飾画を組合わせたものです。

銅鼓は円形の鼓面と横からみてS字形をした胴部から成り、銅をふせたような片面太鼓。装飾画は、鼓面に幾重もの同心円で区切られた環状の帯をなすように、また胴部にもぐるりと描かれています。直径86cm、高さ63cmという大きな鼓もあります。

銅鼓が作られたベトナム青銅器時代の最終段階（ドンソン文化）は紀元前一千年頃に始まり、紀元後一世紀半ばの後漢軍の遠征で壊滅しました。



マークについて

財団の基本理念である「愛」が、そのままマークになりました。「地球」「宇宙」「和」を意味する円の中に配してつくられたマークです。わずかに円外に出ているのは、「世界に、あふれる愛を!!」という願いをあらわしています。

FWEAP

サブマーク兼用
ロゴタイプについて

当財団正式名称の英字綴りが長いため、その略号「FWEAP」をサブマークを兼ねたロゴタイプにしました。



●公益財団法人アジア福祉教育財団

〒106-0047 東京都港区南麻布5-1-27

本部事務局（3F） 電話 03-3449-0222（代表） FAX03-3449-0262
ホームページ <http://www.fweap.or.jp/>

難民事業本部（2F） 電話 03-3449-7011（代表） FAX03-3449-7016
ホームページ <http://www.rhq.gr.jp/>

関西支部

〒650-0027 兵庫県神戸市中央区中町通2-1-18 JR神戸駅NKビル11F
電話 078-361-1700（代表） FAX078-361-1323

RHQ 支援センター

〒169-8799 東京都新宿区新宿北郵便局留

電話 03-5292-2144（代表） FAX03-5292-2043

愛

2020.2 第43号

発刊日

2020年2月1日

発行所

公益財団法人アジア福祉教育財団
東京都港区南麻布5丁目1番27号
電話 03-3449-0222（代表）
FAX 03-3449-0262

発行人

安細和彦

宝くじは、 みなさまの豊かな暮らしに 役立っています。



消防団の方々と
防災学習!



一輪車に乗れるようになりました~!



桜の若木が
こんなに育ったよ♪



みんなで仲良く
読み聞かせ!



街を華やかに
彩ります♪



宝くじは、図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、
少子高齢化対策や災害に強い街づくりまで、さまざまなかたちで、
みなさまの暮らしに役立っています。



一般財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や
公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。

一般財団法人
日本宝くじ協会
<http://jla-takarakuji.or.jp/>